

令和8年（2026年）

旭川市議会議案

第2回定例会

令和8年6月15日開会

令和8年 月 日閉会

令和8年度旭川市一般会計補正予算について

令和8年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和8年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和8年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和8年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和8年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和8年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和8年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和8年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和8年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和8年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「

1通につき	350円
1件につき	520円

」を「

1通につき	400円
1件につき	750円

」に、

「

1件につき	350円
1件につき	310円
1件につき	200円

」を「

1件につき	450円
1件につき	460円
1件につき	250円

」に、

「

1人1面につき	200円
---------	------

」を「

1人1面につき	250円
---------	------

」に、

「

1筆につき	1,380円
-------	--------

」を「

1筆につき	1,410円
-------	--------

」に、

「

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係る指定	1件につき 25,000円
その他の居宅サービスに	

」を「

通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係る指定	1件につき 25,800円
その他の居宅サービスに	

」に、

係る指定 1件につき	20,000円
1件につき	10,000円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 1件につき	45,000円
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定 1件につき	25,000円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新 1件につき	25,000円
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定の更新 1件につき	10,000円
1件につき	20,000円
1件につき	10,000円
1件につき	45,000円
1件につき	25,000円
1件につき	70,200円
1件につき	38,500円
1件につき	25,000円

係る指定 1件につき	20,800円
1件につき	10,500円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定 1件につき	46,000円
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定 1件につき	25,800円
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新 1件につき	25,800円
地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定の更新 1件につき	10,500円
1件につき	20,800円
1件につき	10,500円
1件につき	46,000円
1件につき	25,800円
1件につき	76,000円
1件につき	41,500円
1件につき	27,600円

1 件につき	70,200円
1 件につき	38,500円
1 件につき	25,000円
介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定	1 件につき 25,000円
その他の介護予防サービスに係る指定	1 件につき 20,000円
1 件につき	10,000円
1 件につき	25,000円
1 件につき	10,000円
1 件につき	20,000円
1 件につき	10,000円
第 1 号訪問事業に係る指定	1 件につき 20,000円
第 1 号通所事業に係る指定	1 件につき 25,000円

1 件につき	76,000円
1 件につき	41,500円
1 件につき	27,600円
介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定	1 件につき 25,800円
その他の介護予防サービスに係る指定	1 件につき 20,800円
1 件につき	10,500円
1 件につき	25,800円
1 件につき	10,500円
1 件につき	20,800円
1 件につき	10,500円
第 1 号訪問事業に係る指定	1 件につき 20,800円
第 1 号通所事業に係る指定	1 件につき 25,800円

1 件につき	10,000円
1 件につき	4,570円
1 件につき	3,610円
1 件につき	2,950円
1 件につき	3,290円
1 件につき	2,850円
1 件につき	2,740円
1 件につき	750円
1 日につき	820円
1 件につき	1,450円
1 件につき	2,990円
1 件につき	1,320円
1 件につき	420円
1 件につき	43,400円
一部変更に係る構造設備 の検査 1 件につき	22,700円
その他の検査 1 件につき	45,200円

1 件につき	10,500円
1 件につき	4,860円
1 件につき	3,910円
1 件につき	3,130円
1 件につき	3,510円
1 件につき	3,000円
1 件につき	2,890円
1 件につき	780円
1 日につき	1,230円
1 件につき	2,170円
1 件につき	3,000円
1 件につき	1,610円
1 件につき	450円
1 件につき	46,400円
一部変更に係る構造設備 の検査 1 件につき	24,300円
その他の検査 1 件につき	48,600円

1 件につき	29,000円
1 件につき	11,400円
1 件につき	7,150円
1 件につき	3,800円
1 件につき	11,200円
1 件につき	6,300円
1 品目につき	100円
1 品目につき	100円

1 件につき	31,900円
1 件につき	12,600円
1 件につき	7,850円
1 件につき	4,310円
1 件につき	12,200円
1 件につき	6,850円
1 品目につき	110円
1 品目につき	110円

1 件につき	29,000円
1 件につき	11,600円
1 件につき	7,720円
1 件につき	2,230円
1 件につき	3,330円
1 件につき	29,600円
1 件につき	11,600円
1 件につき	2,210円

1 件につき	31,900円
1 件につき	12,600円
1 件につき	8,370円
1 件につき	2,550円
1 件につき	3,730円
1 件につき	31,900円
1 件につき	12,600円
1 件につき	2,520円

1 件につき	3,250円
1 件につき	2,210円
1 件につき	3,250円
1 件につき	5,410円
1 件につき	3,400円
1 件につき	208,000円
1 件につき	195,000円
1 件につき	191,000円
1 件につき	104,000円
1 件につき	104,000円

1 件につき	3,640円
1 件につき	2,520円
1 件につき	3,640円
1 件につき	6,000円
1 件につき	3,660円
1 件につき	224,000円
1 件につき	209,000円
1 件につき	205,000円
1 件につき	112,000円
1 件につき	112,000円

1 件につき	104,000円
--------	----------

」を

1 件につき	112,000円
--------	----------

」に、

- 「
- 1 入居契約が賃貸借契約以外の契約である場合は、右欄に掲げる額に3,470円を加算した額とする。
 - 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第12号の前払金を受領する場合は、右欄に掲げる額に5,210円を加算した額とする。
 - 3 居住部分の床面積が18平方メートル以上25平方メートル未満の住宅がある場合又は共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるものである場合は、右欄に掲げる額に5,210円を加算した額とする。

」を

- 「
- 1 入居契約が賃貸借契約以外の契約である場合は、右欄に掲げる額に3,730円を加算した額とする。
 - 2 高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第12号の前払金を受領する場合は、右欄に掲げる額に5,600円を加算した額とする。
 - 3 居住部分の床面積が18平方メートル以上25平方メートル未満の住宅がある場合又は共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるものである場合は、右欄に掲げる額に5,600円を加算した額とする。

」に、

「

1 件につき	22,900円
1 件につき	26,300円
1 件につき	29,800円
1 件につき	33,300円
1 件につき	36,800円
1 件につき	43,700円
1 件につき	54,200円

「

1 件につき	26,300円
1 件につき	30,100円
1 件につき	33,800円
1 件につき	37,500円
1 件につき	41,300円
1 件につき	48,700円
1 件につき	59,900円

1 件につき	64,600円
--------	---------

1 件につき	71,200円
--------	---------

」を「第5条の3第1項」を「第5条の13第1項」に、「第5条の6第1項」を「第5条の16第1項」に、「第5条の4各号」を「第5条の14各号」に、

1 件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては3,420円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては3,420円に1を超える長期修繕計画の数に1,610円を乗じて得た額を加算した額
1 件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては26,880円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては26,880円に1を超える長期修繕計画の数に17,030円を乗じて得た額を加算した額

1 件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては3,610円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては3,610円に1を超える長期修繕計画の数に1,710円を乗じて得た額を加算した額
1 件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては28,200円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては28,200円に1を超える長期修繕計画の数に17,900円を乗じて得た額を加算した額

」を「第5条の7第1項」を「第5条の17第1項」に、

1 件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては13,440円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては13,440円に1を超える長期修繕計画の数に8,510円を乗じて得た額を加算した額

」を

1 件につき 長期修繕計画の数が1である場合にあつては14,100円、長期修繕計画の数が2以上である場合にあつては14,100円に1を超える長期修繕計画の数に8,960円を乗じて得た額を加算した額

」に、

1 件につき	8,320円
1 件につき	20,100円

1 件につき	9,770円
1 件につき	24,400円

1 件につき	38,900円
1 件につき	76,700円
1 件につき	115,000円
1 件につき	156,000円
1 件につき	196,000円
1 件につき	270,000円
1 件につき	12,200円
1 件につき	28,200円
1 件につき	58,800円
1 件につき	108,000円
1 件につき	177,000円
1 件につき	253,000円
1 件につき	317,000円
1 件につき	435,000円
1 件につき	76,300円
1 件につき	124,000円

1 件につき	47,300円
1 件につき	88,500円
1 件につき	134,000円
1 件につき	181,000円
1 件につき	229,000円
1 件につき	322,000円
1 件につき	13,800円
1 件につき	32,300円
1 件につき	67,600円
1 件につき	126,000円
1 件につき	210,000円
1 件につき	286,000円
1 件につき	358,000円
1 件につき	496,000円
1 件につき	91,300円
1 件につき	140,000円

1 件につき	182,000円
1 件につき	238,000円
1 件につき	363,000円
1 件につき	485,000円
1 件につき	610,000円
1 件につき	806,000円

1 件につき	207,000円
1 件につき	271,000円
1 件につき	411,000円
1 件につき	548,000円
1 件につき	693,000円
1 件につき	916,000円

」を

」に、

3	その他の変更	1 件につき	9,220円
		1 件につき	41,900円
		1 件につき	23,500円
		1 件につき	6,120円
		1 件につき	18,000円
		1 件につき	37,700円
		1 件につき	64,900円
		1 件につき	89,700円
		1 件につき	1,570円

1 件につき	2,440円
1 件につき	15,600円
1 件につき	410円

」を

3	その他の変更	1 件につき	11,000円
		1 件につき	50,400円
		1 件につき	27,900円
		1 件につき	6,660円
		1 件につき	19,300円
		1 件につき	40,300円

1 件につき	69,300円
1 件につき	95,800円
1 件につき	1,880円
1 件につき	2,940円
1 件につき	18,600円
1 件につき	500円

」に、

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料	1 件につき	78,700円
--------------------------------------------------------------------	--------	---------

」を

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第	1 件につき	96,300円
-----------------------------	--------	---------

3項第7号イ又は第63条第3項第7号イの規定に基づく優良宅地造成認定申請手数料

」に、

1件につき	111,000円
1件につき	23,000円
1件につき	30,200円
1件につき	30,200円
1件につき	146,000円
1件につき	146,000円
	1件につき 45,400円
	1件につき 147,000円
	1件につき 166,000円
1件につき	146,000円
1件につき	24,500円
1件につき	146,000円
1件につき	30,200円
1件につき	30,200円

1件につき	119,000円
1件につき	24,000円
1件につき	31,700円
1件につき	31,700円
1件につき	156,000円
1件につき	156,000円
	1件につき 48,600円
	1件につき 158,000円
	1件につき 177,000円
1件につき	157,000円
1件につき	26,200円
1件につき	156,000円
1件につき	31,700円
1件につき	32,000円

1 件につき	24,500円
1 件につき	146,000円
1 件につき	146,000円
1 件につき	24,500円
1 件につき	146,000円
1 件につき	146,000円
1 件につき	146,000円
1 件につき	146,000円
1 件につき	146,000円
1 件につき	109,000円
1 件につき	160,000円
1 件につき 建築物の数が 1 又は 2 である場合にあっては 71,500円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 71,500円に 2 を超える建築物の数に 26,000円を乗じて得た額を加算した額	
1 件につき 建築物（建築基準法第 86 条第 1 項に規定する建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合にあっては 71,500円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 71,500円に 1 を超える建築物の数に 26,000円を乗じて得た額を加算した額	
1 件につき 建築物の数が 1 又は 2 で	

1 件につき	26,200円
1 件につき	156,000円
1 件につき	156,000円
1 件につき	26,200円
1 件につき	156,000円
1 件につき	156,000円
1 件につき	156,000円
1 件につき	156,000円
1 件につき	156,000円
1 件につき	117,000円
1 件につき	168,000円
1 件につき 建築物の数が 1 又は 2 である場合にあっては 76,600円、建築物の数が 3 以上である場合にあっては 76,600円に 2 を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額	
1 件につき 建築物（建築基準法第 86 条第 1 項に規定する建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が 1 である場合にあっては 76,600円、建築物の数が 2 以上である場合にあっては 76,600円に 1 を超える建築物の数に 28,000円を乗じて得た額を加算した額	
1 件につき 建築物の数が 1 又は 2 で	

ある場合にあつては145,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては145,000円に2を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき 建築物（建築基準法第86条第1項に規定する建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては145,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては145,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき 建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては71,500円、建築物の数が2以上である場合にあつては71,500円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき 建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては145,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては145,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき 建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては145,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては145,000円に1を超える建築物の数に26,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき

ある場合にあつては156,000円、建築物の数が3以上である場合にあつては156,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき 建築物（建築基準法第86条第1項に規定する建築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては156,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては156,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき 建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては76,600円、建築物の数が2以上である場合にあつては76,600円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき 建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては156,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては156,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき 建築物（新築又は増築等をするものに限る。以下この項において同じ。）の数が1である場合にあつては156,000円、建築物の数が2以上である場合にあつては156,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額
1件につき

6,370円に現に存する建築物の数に11,000円を乗じて得た額を加算した額	
1 件につき	24,500円
1 件につき	24,500円
1 件につき	24,500円
1 件につき	24,500円
1 件につき	109,000円
1 件につき	158,000円
1 件につき	27,200円
1 件につき	27,200円
1 件につき	27,200円

6,850円に現に存する建築物の数に11,800円を乗じて得た額を加算した額	
1 件につき	26,200円
1 件につき	26,200円
1 件につき	26,200円
1 件につき	26,200円
1 件につき	117,000円
1 件につき	168,000円
1 件につき	29,300円
1 件につき	29,300円
1 件につき	29,300円

」を 」に、

53,900円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書又は住宅性能評価書(以下「確認書等」という。)の交付を受けた場合にあっては17,300円)
111,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては26,200円)
173,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては40,700円)
352,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては67,000円)

57,100円 (住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書又は住宅性能評価書(以下「確認書等」という。)の交付を受けた場合にあっては、18,400円)
118,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、27,800円)
183,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、43,100円)
373,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、

円)
647,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては104,000円)
1,118,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては157,000円)
2,090,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては262,000円)
2,971,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては320,000円)
3,650,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては361,000円)
84,200円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては27,700円)
172,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては42,100円)
265,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては66,000円)
538,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては109,000円)
985,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては171,000円)
1,699,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては256,000円)
3,169,000円 (確認書等の交付を受け

71,000円)
685,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、111,000円)
1,184,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、166,000円)
2,213,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、278,000円)
3,145,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、340,000円)
3,866,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、383,000円)
89,300円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、29,300円)
182,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、44,600円)
281,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、70,000円)
569,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、115,000円)
1,044,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、181,000円)
1,800,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあっては、272,000円)
3,356,000円 (確認書等の交付を受け

た場合にあつては 428,000円)
4,504,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては 523,000円)
5,521,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては 590,000円)
1戸又は1棟につき 960円

た場合にあつては、 454,000円)
4,771,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては、 554,000円)
5,848,000円 (確認書等の交付を受けた場合にあつては、 625,000円)
1戸又は1棟につき 1,170円

」を

」に、

29,300円 (確認書等の交付を受けた場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の長期使用構造等に関する基準に係る変更のない場合(以下「確認書等の交付を受けた場合等」という。))にあつては、 11,100円)
60,900円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 18,100円)
95,700円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 29,400円)
189,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 46,500円)
348,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 77,000円)
601,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 121,000円)
1,115,000円 (確認書等の交付を受け

31,100円 (確認書等の交付を受けた場合又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号の長期使用構造等に関する基準に係る変更のない場合(以下「確認書等の交付を受けた場合等」という。))にあつては、 11,800円)
64,500円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 19,200円)
101,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 31,200円)
200,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 49,400円)
368,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 81,700円)
637,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 128,000円)
1,181,000円 (確認書等の交付を受け

た場合等にあつては 202,000円)
1,573,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 247,000円)
1,917,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 272,000円)
45,800円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 17,500円)
94,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 28,700円)
146,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 46,700円)
288,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 74,500円)
530,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 122,000円)
914,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 192,000円)
1,691,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 320,000円)
2,382,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 392,000円)
2,899,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては 434,000円)
1戸又は1棟につき

た場合等にあつては、 214,000円)
1,666,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 261,000円)
2,031,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 289,000円)
48,600円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 18,600円)
99,600円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 30,500円)
155,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 49,600円)
306,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 79,000円)
561,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 130,000円)
968,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 204,000円)
1,791,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 340,000円)
2,524,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 415,000円)
3,071,000円 (確認書等の交付を受けた場合等にあつては、 460,000円)
1戸又は1棟につき

1,720円
1戸又は1棟につき 1,700円
1件につき 147,000円

1,880円
1戸又は1棟につき 1,880円
1件につき 155,000円

」を 」に、

<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定による低炭素化の促進に関する基準（以下「低炭素化の促進に関する基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあっては、5,610円）</p>
<p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合 1件につき 35,000円</p>
<p>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合 1件につき 17,400円</p>

」を

<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の規定による低炭素化の促進に関する基準（以下「低炭素化の促進に関する基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあっては、6,100円）</p>
<p>(1) (2)に掲げる場合以外の場合</p>

1 件につき	37,600円
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合 1 件につき	18,400円

」に、

1 件につき 64,100円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、9,670 円）
1 件につき 90,100円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、15,900 円）
1 件につき 126,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、26,000 円）
1 件につき 181,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、42,700 円）
1 件につき 259,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、74,800 円）
1 件につき 349,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、 116,000円）
1 件につき 459,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、 147,000円）
1 件につき 540,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、 159,000円）

」を

1 件につき 68,900円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、10,500 円）
1 件につき 96,900円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、17,300 円）
1 件につき 136,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、28,300 円）
1 件につき 195,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、46,300 円）
1 件につき 278,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、81,200 円）
1 件につき 375,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、 126,000円）
1 件につき 493,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、 160,000円）
1 件につき 581,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、 172,000円）

」に、

1 件につき 102,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、10,700 円）
1 件につき 168,000円

1 件につき 109,000円 （適合証の交付を受けた 場合にあつては、11,700 円）
1 件につき 180,000円

(適合証の交付を受けた 場合にあつては、27,300 円)
1 件につき 258,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、74,800 円)
1 件につき 330,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 116,000円)
1 件につき 394,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 146,000円)
1 件につき 458,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 181,000円)

」を

(適合証の交付を受けた 場合にあつては、29,600 円)
1 件につき 278,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、81,300 円)
1 件につき 355,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 126,000円)
1 件につき 424,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 158,000円)
1 件につき 492,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 197,000円)

」に、

1 件につき 30,700円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、9,670 円)
1 件につき 44,300円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、15,900 円)
1 件につき 63,400円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、26,000 円)
1 件につき 95,400円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、42,700 円)
1 件につき 143,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、74,800 円)
1 件につき 203,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 116,000円)
1 件につき 263,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、

1 件につき 32,500円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、10,500 円)
1 件につき 47,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、17,300 円)
1 件につき 67,300円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、28,300 円)
1 件につき 101,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、46,300 円)
1 件につき 152,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、81,200 円)
1 件につき 216,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 126,000円)
1 件につき 279,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、

147,000円)
1 件につき 300,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 159,000円)

」を

160,000円)
1 件につき 319,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 172,000円)

」に、

1 件につき 44,900円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、10,700 円)
1 件につき 81,900円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、27,300 円)
1 件につき 147,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、74,800 円)
1 件につき 201,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 116,000円)
1 件につき 244,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 146,000円)
1 件につき 292,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 181,000円)

」を

1 件につき 47,600円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、11,700 円)
1 件につき 86,900円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、29,600 円)
1 件につき 156,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、81,300 円)
1 件につき 213,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 126,000円)
1 件につき 259,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 158,000円)
1 件につき 310,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 197,000円)

」に、

1 件につき 227,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、14,200 円)
1 件につき 283,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、21,700 円)
1 件につき 361,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、32,700 円)
1 件につき 511,000円 (適合証の交付を受けた

1 件につき 244,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、15,200 円)
1 件につき 303,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、23,300 円)
1 件につき 388,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、35,100 円)
1 件につき 549,000円 (適合証の交付を受けた

場合にあつては、81,900円)
1 件につき 625,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、124,000円)
1 件につき 736,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、155,000円)
1 件につき 838,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、192,000円)

場合にあつては、88,000円)
1 件につき 671,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、133,000円)
1 件につき 791,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、167,000円)
1 件につき 901,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、206,000円)

」を

」に、

「

1 件につき 89,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、14,000円)
1 件につき 120,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、21,700円)
1 件につき 153,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、32,400円)
1 件につき 240,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、81,200円)
1 件につき 307,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、123,000円)
1 件につき 367,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、154,000円)
1 件につき 428,000円 (適合証の交付を受けた場合にあつては、190,000円)
1 件につき 950円

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（低炭素化の促進に関する基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は低炭素化の促進に関する基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）にあっては、4,830円）	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合 1件につき	19,500円
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合 1件につき	10,700円

」を

「

1件につき 96,400円 (適合証の交付を受けた場合 にあっては、15,200円)
1件につき 128,000円 (適合証の交付を受けた場合 にあっては、23,300円)
1件につき 166,000円 (適合証の交付を受けた場合 にあっては、35,100円)
1件につき 260,000円 (適合証の交付を受けた場合 にあっては、88,000円)
1件につき 333,000円 (適合証の交付を受けた場合 にあっては、133,000円)
1件につき 397,000円 (適合証の交付を受けた場合 にあっては、167,000円)
1件につき 464,000円 (適合証の交付を受けた場合 にあっては、206,000円)
1件につき 1,020円

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（低炭素化の促進に関する基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は低炭素化の促進に関する基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）にあつては、5,250円）	
(1) (2)に掲げる場合以外の場合 1件につき	20,900円
(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合 1件につき	11,400円

」に、

1件につき 36,100円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、8,890円）
1件につき 52,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、14,900円）
1件につき 74,900円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、24,600円）
1件につき 110,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、40,700円）
1件につき 164,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、72,100円）
1件につき 230,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、113,000円）
1件につき 299,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、143,000円）
1件につき 344,000円

1件につき 38,800円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、9,660円）
1件につき 55,900円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、16,200円）
1件につき 80,500円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、26,700円）
1件につき 118,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、44,200円）
1件につき 176,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、78,300円）
1件につき 247,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、123,000円）
1件につき 321,000円 （適合証の交付を受けた場合等にあつては、155,000円）
1件につき 370,000円

(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
153,000円)

」を

(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
166,000円)

」に、

「
1 件につき 55,200円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
9,470円)

1 件につき 95,700円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
25,200円)

1 件につき 164,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
72,200円)

1 件につき 220,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
113,000円)

1 件につき 266,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
142,000円)

1 件につき 316,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
177,000円)

」を

「
1 件につき 59,300円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
10,200円)

1 件につき 102,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
27,400円)

1 件につき 176,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
78,400円)

1 件につき 236,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
122,000円)

1 件につき 286,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
154,000円)

1 件につき 339,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
193,000円)

」に、

「
1 件につき 19,500円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
8,890円)

1 件につき 29,200円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
14,900円)

1 件につき 43,500円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
24,600円)

1 件につき 67,500円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
40,700円)

1 件につき 107,000円

「
1 件につき 20,600円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
9,660円)

1 件につき 31,000円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
16,200円)

1 件につき 46,200円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
26,700円)

1 件につき 71,700円
(適合証の交付を受けた
場合等にあつては、
44,200円)

1 件につき 114,000円

(適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 72,100円)
1 件につき 158,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 113,000円)
1 件につき 203,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 143,000円)
1 件につき 226,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 153,000円)

」を

(適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 78,300円)
1 件につき 167,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 123,000円)
1 件につき 215,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 155,000円)
1 件につき 240,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 166,000円)

」に、

1 件につき 26,600円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,470円)
1 件につき 52,800円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 25,200円)
1 件につき 109,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 72,200円)
1 件につき 156,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 113,000円)
1 件につき 193,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 142,000円)
1 件につき 235,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 177,000円)

」を

1 件につき 28,200円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 10,200円)
1 件につき 56,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 27,400円)
1 件につき 116,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 78,400円)
1 件につき 166,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 122,000円)
1 件につき 205,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 154,000円)
1 件につき 249,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 193,000円)

」に、

1 件につき 117,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 11,200円)
1 件につき 148,000円

1 件につき 126,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 12,000円)
1 件につき 159,000円

(適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 18,000円)
1 件につき 192,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 27,900円)
1 件につき 290,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 75,700円)
1 件につき 367,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 117,000円)
1 件につき 437,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 147,000円)
1 件につき 506,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 183,000円)

」を

(適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 19,300円)
1 件につき 206,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 30,000円)
1 件につき 312,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 81,400円)
1 件につき 395,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 126,000円)
1 件につき 470,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 158,000円)
1 件につき 544,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 196,000円)

」に、

1 件につき 48,600円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 11,100円)
1 件につき 67,100円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 18,000円)
1 件につき 88,300円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 27,700円)
1 件につき 154,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 75,100円)
1 件につき 208,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 116,000円)
1 件につき 252,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、

1 件につき 52,600円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 12,000円)
1 件につき 71,900円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 19,300円)
1 件につき 95,600円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 30,000円)
1 件につき 167,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 81,400円)
1 件につき 225,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 126,000円)
1 件につき 273,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、

146,000円)
1 件につき 300,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 181,000円)

」を

158,000円)
1 件につき 325,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 196,000円)

」に、

1 件につき 225,000円
1 件につき 307,000円
1 件につき 393,000円
1 件につき 554,000円
1 件につき 678,000円
1 件につき 800,000円
1 件につき 909,000円

」を

1 件につき 231,000円
1 件につき 313,000円
1 件につき 404,000円
1 件につき 569,000円
1 件につき 696,000円
1 件につき 821,000円
1 件につき 933,000円

」に、

1 件につき 85,400円
1 件につき 116,000円
1 件につき 152,000円
1 件につき 240,000円

1 件につき 87,600円
1 件につき 119,000円
1 件につき 156,000円
1 件につき 246,000円

1 件につき	310,000円
1 件につき	371,000円
1 件につき	433,000円

」を

1 件につき	318,000円
1 件につき	381,000円
1 件につき	445,000円

」に、

「

1 件につき	10,700円
1 件につき	18,900円
1 件につき	30,500円
1 件につき	91,100円
1 件につき	144,000円
1 件につき	182,000円
1 件につき	227,000円

」を

「

1 件につき	11,000円
1 件につき	19,300円
1 件につき	31,300円
1 件につき	93,500円
1 件につき	148,000円
1 件につき	187,000円
1 件につき	233,000円

」に、

「

1 件につき	117,000円
--------	----------

「

1 件につき	120,000円
--------	----------

1 件につき	161,000円
1 件につき	208,000円
1 件につき	313,000円
1 件につき	396,000円
1 件につき	472,000円
1 件につき	545,000円

1 件につき	164,000円
1 件につき	214,000円
1 件につき	321,000円
1 件につき	407,000円
1 件につき	485,000円
1 件につき	560,000円

」を

」に、

「

1 件につき	46,900円
1 件につき	65,800円
1 件につき	88,300円
1 件につき	156,000円
1 件につき	212,000円
1 件につき	258,000円

「

1 件につき	48,200円
1 件につき	67,200円
1 件につき	90,600円
1 件につき	160,000円
1 件につき	218,000円
1 件につき	265,000円

1 件につき	307,000円
--------	----------

」を

1 件につき	316,000円
--------	----------

」に、

1 件につき	10,700円
1 件につき	18,800円
1 件につき	30,400円
1 件につき	91,000円
1 件につき	144,000円
1 件につき	182,000円
1 件につき	227,000円

」を

1 件につき	10,900円
1 件につき	19,200円
1 件につき	31,200円
1 件につき	93,500円
1 件につき	148,000円
1 件につき	186,000円
1 件につき	233,000円

」に、

<p>1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準（以下「省エネ向上計画基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあっては、7,010円）</p>

」を

1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第1項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項の登録住宅性能評価機関から建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第30条第1項各号の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定基準（以下「省エネ向上計画基準」という。）に適合することを証する書面（以下この項において「適合証」という。）の交付を受けた場合にあっては、7,680円）

」に、

1 件につき	33,800円
1 件につき	38,200円

」を

1 件につき	36,600円
1 件につき	41,300円

」に、

1 件につき	17,100円
1 件につき	18,500円

」を

1 件につき	18,100円
1 件につき	19,700円

」に、

1 件につき 65,700円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、10,600円）
1 件につき 109,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、22,600円）
1 件につき 185,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、50,200円）
1 件につき 264,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、89,900円）

」を

1 件につき 71,200円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、11,600円）
1 件につき 118,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、24,700円）
1 件につき 201,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、55,000円）
1 件につき 286,000円 （適合証の交付を受けた場合にあっては、98,300円）

」に、

「 1 件につき 65,500円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、10,400
円)

1 件につき 109,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、22,400
円)

1 件につき 185,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、50,100
円)

1 件につき 264,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、89,700
円)

」を

「 1 件につき 71,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、11,400
円)

1 件につき 118,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、24,500
円)

1 件につき 200,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、54,800
円)

1 件につき 286,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、98,200
円)

」に、

「 1 件につき 31,400円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、10,600
円)

1 件につき 54,200円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、22,600
円)

1 件につき 97,300円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、50,200
円)

1 件につき 146,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、89,900
円)

」を

「 1 件につき 33,300円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、11,600
円)

1 件につき 57,500円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、24,700
円)

1 件につき 103,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、55,000
円)

1 件につき 155,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、98,300
円)

」に、

「 1 件につき 31,200円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、10,400
円)

1 件につき 54,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、22,400
円)

1 件につき 97,100円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、50,100
円)

「 1 件につき 33,100円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、11,400
円)

1 件につき 57,300円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、24,500
円)

1 件につき 103,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、54,800
円)

1 件につき 146,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、89,700
円)

」を

1 件につき 155,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、98,200
円)

」に、

「
1 件につき 213,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、10,200
円)

1 件につき 292,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、18,300
円)

1 件につき 373,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、29,300
円)

1 件につき 525,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、87,800
円)

1 件につき 642,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、
138,000円)

1 件につき 758,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、
175,000円)

1 件につき 862,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、
219,000円)

」を

「
1 件につき 231,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、11,000
円)

1 件につき 313,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、19,600
円)

1 件につき 404,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、31,800
円)

1 件につき 569,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、95,100
円)

1 件につき 696,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、
150,000円)

1 件につき 821,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、
190,000円)

1 件につき 933,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、
237,000円)

」に、

「
1 件につき 80,900円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、10,200
円)

1 件につき 111,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、18,300
円)

1 件につき 144,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、29,300
円)

「
1 件につき 87,600円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、11,000
円)

1 件につき 119,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、19,600
円)

1 件につき 156,000円
(適合証の交付を受けた
場合にあつては、31,800
円)

1 件につき 227,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、87,800 円)
1 件につき 294,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 138,000円)
1 件につき 352,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 175,000円)
1 件につき 411,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 219,000円)
1 件につき 940円

1 件につき 246,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、95,100 円)
1 件につき 318,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 150,000円)
1 件につき 381,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 190,000円)
1 件につき 445,000円 (適合証の交付を受けた 場合にあつては、 237,000円)
1 件につき 1,020円

」を

」に、

「
1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（省エネ向上計画基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は省エネ向上計画基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）にあつては、5,540円）

」を

「
1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（省エネ向上計画基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合又は省エネ向上計画基準に係る変更のない場合（以下この項において「適合証の交付を受けた場合等」という。）にあつては、6,070円）

」に、

1 件につき 18,900円
1 件につき 21,100円

」を

1 件につき 20,500円
1 件につき 22,800円

」に、

1 件につき	10,600円
1 件につき	11,300円

」を

1 件につき	11,300円
1 件につき	12,000円

」に、

1 件につき	36,800円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,340円)
1 件につき	63,400円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 19,900円)
1 件につき	112,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 44,400円)
1 件につき	166,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 79,400円)

」を

1 件につき	39,900円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 10,200円)
1 件につき	68,700円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 21,800円)
1 件につき	121,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 48,600円)
1 件につき	180,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 86,900円)

」に、

1 件につき	36,800円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,260円)
1 件につき	63,300円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 19,800円)
1 件につき	112,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 44,300円)
1 件につき	166,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 79,300円)

」を

1 件につき	39,800円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 10,100円)
1 件につき	68,600円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 21,700円)
1 件につき	121,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 48,500円)
1 件につき	180,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 86,800円)

」に、

1 件につき	19,800円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,340円)
--------	------------------------------------------------

1 件につき	21,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 10,200円)
--------	-------------------------------------------------

1 件につき 36,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 19,900円)
1 件につき 68,500円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 44,400円)
1 件につき 108,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 79,400円)

」を

1 件につき 38,200円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 21,800円)
1 件につき 72,700円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 48,600円)
1 件につき 115,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 86,900円)

」に、

1 件につき 19,700円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,260円)
1 件につき 35,900円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 19,800円)
1 件につき 68,400円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 44,300円)
1 件につき 108,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 79,300円)

」を

1 件につき 20,900円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 10,100円)
1 件につき 38,100円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 21,700円)
1 件につき 72,600円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 48,500円)
1 件につき 115,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 86,800円)

」に、

1 件につき 110,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,160円)
1 件につき 153,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 16,300円)
1 件につき 198,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 26,100円)
1 件につき 297,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 78,400円)

1 件につき 120,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,930円)
1 件につき 164,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 17,400円)
1 件につき 214,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 28,300円)
1 件につき 321,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 84,900円)

1 件につき 376,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 124,000円)
1 件につき 448,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 156,000円)
1 件につき 517,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 195,000円)

」を

1 件につき 407,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 134,000円)
1 件につき 485,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 169,000円)
1 件につき 560,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 212,000円)

」に、

1 件につき 44,500円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,160円)
1 件につき 62,700円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 16,300円)
1 件につき 83,700円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 26,100円)
1 件につき 148,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 78,400円)
1 件につき 201,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 124,000円)
1 件につき 245,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 156,000円)
1 件につき 291,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 195,000円)

」を

1 件につき 48,200円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 9,930円)
1 件につき 67,200円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 17,400円)
1 件につき 90,600円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 28,300円)
1 件につき 160,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 84,900円)
1 件につき 218,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 134,000円)
1 件につき 265,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 169,000円)
1 件につき 316,000円 (適合証の交付を受けた 場合等にあつては、 212,000円)

」に、

1 件につき 5,840円

1 件につき 6,320円

1 件につき	8,160円
1 件につき	12,200円
1 件につき	32,700円
1 件につき	40,000円
1 件につき	54,400円
1 件につき	5,840円
1 件につき	8,160円
1 件につき	12,200円
1 件につき	32,700円
1 件につき	40,000円
1 件につき	32,400円

1 件につき	8,810円
1 件につき	13,100円
1 件につき	34,900円
1 件につき	42,700円
1 件につき	58,000円
1 件につき	6,320円
1 件につき	8,810円
1 件につき	13,100円
1 件につき	34,900円
1 件につき	42,700円
1 件につき	34,900円

」を

」に、「第25条の4第

16項」を「第25条の4第17項」に、

「

1 件につき	23,500円
--------	---------

1 件につき1,500円 の基本料金に右欄の 個別料金を合算した 額	3.3平方メートル当たり 220円
	3.3平方メートル当たり 240円
	3.3平方メートル当たり 240円
	3.3平方メートル当たり 240円
1 件につき1,500円 の基本料金に右欄の 個別料金を合算した 額	1 か所当たり 600円
	1 か所当たり 600円
	1 個につき 1,600円
	1 個につき 2,100円
	1 個につき 2,200円
	1 個につき 3,100円

」を

「

	1 件につき 25,200円
1 件につき1,560円 の基本料金に右欄の 個別料金を合算した 額	3.3平方メートル当たり 280円
	3.3平方メートル当たり 280円
	3.3平方メートル当たり 280円
	3.3平方メートル当たり 280円
1 件につき1,560円 の基本料金に右欄の 個別料金を合算した 額	1 か所当たり 630円
	1 か所当たり 630円
	1 個につき 1,700円
	1 個につき 2,300円

1 個につき	2,600円
1 個につき	3,800円

」に、

1 個につき	1,500円
1 個につき	2,400円
1 個につき	3,700円
1 個につき	6,900円
1 個につき	10,700円
1 個につき	15,000円
1 個につき	19,100円
1 個につき	21,600円
1 個につき	29,800円
1 個につき	51,200円

」を

1 個につき	1,900円
1 個につき	2,900円
1 個につき	4,700円
1 個につき	8,400円
1 個につき	11,600円
1 個につき	16,600円
1 個につき	21,100円
1 個につき	23,300円
1 個につき	32,300円
1 個につき	53,600円

」に、

1 件につき	7,400円
--------	--------

」を

1 件につき	7,500円
--------	--------

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市手数料条例別表の規定は、令和8年10月1日以後の申請又は通知に係る手数料について適用し、同日前の申請又は通知に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

手数料の額を改定する等のために、旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の
一部を改正する条例

旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和39年旭川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「0.08」を「0.1」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正する条例

旭川市旭川駅前広場条例（平成27年旭川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市旭川駅前広場条例の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「ついては、」を「ついては、片道」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項に定める」を「前項の規定により支給する」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第2項の規定は、施行日以後に同項の規定によりその例によることとされる旭川市職員の旅費に関する条例（昭和36年旭川市条例第8号。以下「旅費条例」という。）第4条第1項に規定する出張命令権者が同項第1号に規定する出張命令を発する旅行及び新条例第2条第2項の規定によりその例によることとされる旅費

条例第3条第2項の規定により旅費を支給することを決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第3項の規定によりその例によることとされる旅費条例第4条第1項に規定する出張命令権者（以下「旧出張命令権者」という。）が同項第1号に規定する出張命令（以下「旧出張命令」という。）を発した旅行及び旧条例第2条第3項の規定によりその例によることとされる旅費条例第3条第2項の規定により旅費を支給することを決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧出張命令権者が旧出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2項の規定によりその例によることとされる旅費条例第4条第1項に規定する出張命令権者が同条第3項の規定により当該旧出張命令の変更をする旅行については、新条例第2条第2項の規定によりその例によることとされる旅費条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

（説 明）

費用弁償に係る規定を整備する等のために、旭川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が別に定める要件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（市長が別に定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として市長が別に定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の旭川市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第10条第3項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正後の給与条例第10条の規定を適用する場合には、この条例による改正前の旭川市職員の給与に関する条例第10条の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の給与条例第10条の規定による通勤手当の内払とみなす。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、通勤手当の支給日その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(説明)

国家公務員の給与改定に準じるために、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

旭川市職員の旅費に関する条例（昭和36年旭川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第17条中「19,000円」を「21,000円」に改める。

第20条第1項中「次」を「次の各号」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、出張命令権者が次の各号に規定するいずれかの運送のみでは旅行することが困難と認めるときは、現に運送を行つた場合に応じ、次の各号の規定によりそれぞれ算定した額の合計額とする。

第20条第1項第3号中「第1号の規定により算定した額」を「取得した見積額」に、「少ない額」を「少ない額（第1項ただし書の規定により第1号に定める額と合計するとき、当該運送に要する額）」に改める。

第32条中「36,000円」を「39,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後に旭川市職員の旅費に関する条例第4条第1項に規定する出張命令権者（以下「出張命令権者」という。）が同項に規定する出張命令等（以下「出張命令等」とい

う。) を発する旅行及び同条例第3条第2項の規定により旅費を支給することを決定する旅行について適用し、施行日前に出張命令権者が出張命令等を出した旅行及び同項の規定により旅費を支給することを決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に出張命令権者が出張命令等を出し、かつ、施行日以後に出張命令権者が同条例第4条第3項の規定により当該出張命令等の変更をする旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

(説 明)

宿泊費の上限額を改定する等のために、旭川市職員の旅費に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市総合防災センターコミュニティホール等の使用
 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市総合防災センターコミュニティホール等の使用に関する条例の一部を改正する条例を
 次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市総合防災センターコミュニティホール等の使用
 に関する条例の一部を改正する条例

旭川市総合防災センターコミュニティホール等の使用に関する条例（平成22年旭川市条例
 第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 1, 170	円 1, 560	円 1, 170
260	350	260
250	330	250
370	490	

を

円 1, 480	円 1, 980	円 1, 480
330	450	330
320	420	320
450	600	

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市総合防災センターコミュニティホール等の使用に関する条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説明)

使用料の額を改定するために、旭川市総合防災センターコミュニティホール等の使用に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

旭川市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、令和8年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた旭川市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償であって、この条例による改正前の旭川市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定による金額により支給されたもの又は旧条例附則第6条の規定による金額により支給されたもの（その額が66万円未満であるものに限る。）の支払は、新条例第18条の規定による金額により支給されるべき葬祭補償の内払とみなす。

(説 明)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、旭川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市消防手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市消防手数料条例の一部を改正する条例

旭川市消防手数料条例（平成12年旭川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2(2)の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(3)の項中「2,000円」を「2,400円」に改め、同表(4)の項中「2,000円」を「2,600円」に改め、同表(5)の項中「3,000円」を「3,200円」に改め、同表(9)の項中「200円」を「250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市消防手数料条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市消防手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例

旭川市印鑑条例（昭和59年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第16条の2第1号中「次号」を「以下この条」に改め、同条第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項の規定による特定特別永住者証明書（これらのうち、公的個人認証法第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律等の一部改正に伴い、旭川市印鑑条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市市民活動交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市市民活動交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市市民活動交流センター条例の一部を改正する条例

旭川市市民活動交流センター条例（平成21年旭川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中

円 210	円 430	を
240	490	
100	210	
70	150	
920	1,850	
	8	」

円 240	円 480	に改める。
270	550	
120	240	
80	170	
1,030	2,070	
	9	」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市市民活動交流センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る利用料金について適用し、同日前に申請された使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(説 明)

利用料金設定基準を改定するために、旭川市市民活動交流センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地域活動センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市地域活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市地域活動センター条例の一部を改正する条例

旭川市地域活動センター条例（平成26年旭川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の(1)の表中

	960 円	
	500	
	70	
	70	

を

	1,180 円	
	730	
	100	
	100	

に改め、同項の(2)の表中

2,880 円	3,840 円	2,880 円	
1,500	2,000	1,500	
510	680	510	
210	280	210	

を

210	280	210
1,110	1,480	1,110

」

「

3,540 円	4,720 円	3,540 円
2,190	2,920	2,190
630	840	630
300	400	300
300	400	300
1,410	1,880	1,410

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市地域活動センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る利用料金について適用し、同日前に申請された使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(説 明)

利用料金設定基準を改定するために、旭川市地域活動センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市住民センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市住民センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市住民センター条例の一部を改正する条例

旭川市住民センター条例（昭和58年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「

円 210	円 280	円 210
510	680	510
1,110	1,480	1,110
2,880	3,840	2,880

」を

円 300	円 400	円 300
630	840	630
1,410	1,880	1,410
3,540	4,720	3,540

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市住民センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る利用料金について適用し、同日前に申請された使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(説明)

利用料金設定基準を改定するために、旭川市住民センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地区会館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市地区会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市地区会館条例の一部を改正する条例

旭川市地区会館条例（昭和43年旭川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条中「使用が」を「使用を」に改める。

別表西神居会館使用料の表中

360円	600円	600円	1,560円
210円	360円	360円	930円
130円	220円	220円	570円
210円	360円	360円	930円
160円	260円	260円	680円
1,070円	1,800円	1,800円	4,670円

」を

470円	790円	790円	2,050円
310円	520円	520円	1,350円
110円	180円	180円	470円
310円	520円	520円	1,350円
130円	220円	220円	570円
1,330円	2,230円	2,230円	5,790円

」に改める。

別表嵐山中央会館使用料の表中

「

430円	730円	730円	1,890円
260円	430円	430円	1,120円
260円	430円	430円	1,120円
260円	430円	430円	1,120円
1,210円	2,020円	2,020円	5,250円

」を

「

640円	1,090円	1,090円	2,820円
390円	640円	640円	1,670円
390円	640円	640円	1,670円
390円	640円	640円	1,670円
1,810円	3,010円	3,010円	7,830円

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市地区会館条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定する等のために、旭川市地区会館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地区センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市地区センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市地区センター条例の一部を改正する条例

旭川市地区センター条例（平成3年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中「

円 210	円 280	円 210
510	680	510
1,500	2,000	1,500

」を

「

円 300	円 400	円 300
630	840	630
2,190	2,920	2,190

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市地区センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る利用料金について適用し、同日前に申請された使用に係る利用料金

については、なお従前の例による。

(説 明)

利用料金設定基準を改定するために、旭川市地区センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市ときわ市民ホール条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市ときわ市民ホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市ときわ市民ホール条例の一部を改正する条例

旭川市ときわ市民ホール条例（昭和63年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の(1)の表中

「

円	円	円	円	円	円	円	円
370	500	500	1,370	1,130	1,510	1,510	4,150
180	240	240	660	550	740	740	2,030
480	640	640	1,760	1,450	1,940	1,940	5,330

」を

「

円	円	円	円	円	円	円	円
420	570	570	1,560	1,280	1,710	1,710	4,700

」を

210	280	280	770	630	840	840	2,310
550	730	730	2,010	1,650	2,200	2,200	6,050

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市ときわ市民ホール条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る利用料金について適用し、同日前に申請された使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(説 明)

利用料金設定基準を改定するために、旭川市ときわ市民ホール条例の一部を改正しようとするものである。

	330	330	900	740	990	990	2,720
	330	330	900	740	990	990	2,720
830	1,100	1,100	3,030	2,490	3,320	3,320	9,130
240	320	320	880	720	970	970	2,660
240	320	320	880	720	970	970	2,660
120	160	160	440	360	480	480	1,320

」を

円 690			円 2,550	円 2,090	円 2,790	円 2,790	円 7,670
470	630	630	1,730	1,430	1,910	1,910	5,250
	320	320	880	740	980	980	2,700
	320	320	880	740	980	980	2,700
	320	320	880	740	980	980	2,700
	320	320	880	740	980	980	2,700
	320	320	880	740	980	980	2,700
	320	320	880	740	980	980	2,700
	320	320	880	740	980	980	2,700
	320	320	880	740	980	980	2,700
1,010	1,350	1,350	3,710	3,030	4,050	4,050	11,130
290	390	390	1,070	890	1,190	1,190	3,270
290	390	390	1,070	890	1,190	1,190	3,270
140	190	190	520	440	590	590	1,620

」に改め、同項の

(2)の表中「

円 1,110	円 1,480	円 1,480	円 4,070
------------	------------	------------	------------

3,360	4,480	4,480	12,320
-------	-------	-------	--------

」を

「

円 1,660	円 2,220	円 2,220	円 6,100
5,040	6,720	6,720	18,480

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市勤労者福祉総合センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る利用料金について適用し、同日前に申請された使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(説 明)

利用料金設定基準を改定するために、旭川市勤労者福祉総合センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市農村地域センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市農村地域センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市農村地域センター条例の一部を改正する条例

旭川市農村地域センター条例（平成2年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

使用区分			金額		
			午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (18時～22時)
研修室	和室	西神楽	円 300	円 400	円 400
		東旭川、旭正、永山 及び東鷹栖	540	720	720
	洋室	西神楽、永山及び東 鷹栖	540	720	720
		東旭川	300	400	400
調理実習室			540	720	720
ホール	西神楽、東旭川及び東鷹 栖		2,820	3,760	3,760
	永山		1,380	1,840	1,840
催物広場			市長が別に定める額		

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市農村地域センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定するために、旭川市農村地域センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市火葬場条例の一部を改正する条例

旭川市火葬場条例（平成11年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「旭川聖苑（以下「聖苑」という。）」を「火葬場」に改め、同条第2項第2号中「聖苑」を「火葬場」に改める。

第4条第1項及び第6条第2号中「聖苑」を「火葬場」に改める。

別表中 「

5, 100

」 を 「

5, 200

」 に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市火葬場条例第3条第1項の規定により許可を受けている者は、この条例による改正後の旭川市火葬場条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第1項の規定により許可を受けた者とみなす。
- 3 改正後の条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定する等のために、旭川市火葬場条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市生活館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市生活館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市生活館条例の一部を改正する条例

旭川市生活館条例（昭和39年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中「

160円	210円	210円	580円
160	210	210	580
530	710	710	1,950
180	240	240	660
180	240	240	660
630	840	840	2,310
630	840	840	2,310
190	250	250	690
180	240	240	660

」を

「

230円	300円	300円	830円
230	300	300	830
760	1,010	1,010	2,780
250	340	340	930
250	340	340	930
890	1,190	1,190	3,270

890	1,190	1,190	3,270
280	370	370	1,020
270	360	360	990

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市生活館条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定するために、旭川市生活館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市高齢者等健康福祉センター条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市高齢者等健康福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市高齢者等健康福祉センター条例の一部を改正する条例

旭川市高齢者等健康福祉センター条例（平成5年旭川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の(1)の表中

円 1,500	円 2,000	円 1,500	円 5,000
930	1,240	930	3,100
600	800	600	2,000
280	370	280	930
550	740	550	1,840
630	840	630	2,100
無料（ただし、平日の日中以外に使用するときには1人1回 150円）			
1人1回 150円			
1人1回 220円			

」を

円 2,250	円 3,000	円 2,250	円 7,500
1,390	1,860	1,390	4,640

760	1,010	760	2,530
420	550	420	1,390
820	1,110	820	2,750
820	1,090	820	2,730
無料（ただし、平日の日中以外に使用するときには1人1回 220円）			
1人1回 220円			
1人1回 330円			

」に改め、同項の(2)の表中

円 840	円 1,120
370	500
無料（ただし、平日以外に使用するときには1人1回150円）	
1人1回 150円	
1人1回 220円	

」を

円 1,260	円 1,680
550	750
無料（ただし、平日以外に使用するときには1人1回200円）	
1人1回 200円	
1人1回 300円	

」に改め、同項の(3)の表中

円 750	円 1,000	円 750	円 2,500
750	1,000	750	2,500
1,500	2,000	1,500	5,000
430	580	430	1,440
510	680	510	1,700
510	680	510	1,700
390	520	390	1,300

無料（ただし、平日の日中以外に使用するとき は1人1回 150円）
1人1回 150円
1人1回 220円

」を

円 1, 120	円 1, 500	円 1, 120	円 3, 740
1, 120	1, 500	1, 120	3, 740
2, 250	3, 000	2, 250	7, 500
640	870	640	2, 150
760	1, 020	760	2, 540
760	1, 020	760	2, 540
580	780	580	1, 940
無料（ただし、平日の日中以外に使用するとき は1人1回 220円）			
1人1回 220円			
1人1回 330円			

」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の旭川市高齢者等健康福祉センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 適用日前に申請された使用に係る利用料金については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

利用料金設定基準を改定するために、旭川市高齢者等健康福祉センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市近文市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市近文市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市近文市民ふれあいセンター条例の一部を改正する条例

旭川市近文市民ふれあいセンター条例（平成8年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の(1)の表中

1, 120 ^円	1, 500 ^円	1, 120 ^円	3, 740 ^円
970	1, 300	970	3, 240
550	740	550	1, 840
680	900	680	2, 260
680	900	680	2, 260
6, 790	9, 060	6, 790	22, 640
無料（ただし、平日の日中以外に使用するときには1人1回 150円）			
1人1回 150円			
1人1回 220円			
1人1回 150円			

1人1回 220円

」を

1,680円	2,250円	1,680円	5,610円
1,170	1,570	1,170	3,910
730	980	730	2,440
760	1,020	760	2,540
810	1,080	810	2,700
7,820	10,430	7,820	26,070
無料（ただし、平日の日中以外に使用するときには1人1回 220円）			
1人1回 220円			
1人1回 330円			
1人1回 210円			
1人1回 310円			

」に改め、同項の

(2)の表中「

1時間	10,710円
1コース1時間	1,530円

」を

1時間	11,340円
1コース1時間	1,620円

」に、

100円	80円	500円
100	80	500
260	200	1,300
520	410	2,600

」を

140円	110円	740円
------	------	------

140	110	740
360	280	1,930
730	580	3,870

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市近文市民ふれあいセンター条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に申請された使用に係る利用料金については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市近文市民ふれあいセンター条例別表に規定する回数券の利用料金を収受した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた利用料金（回数券の利用料金に限る。）を収受した場合における適用日以後の使用（これらの利用料金を収受した回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る利用料金については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 適用日前に旭川市障害者福祉センター条例（平成14年旭川市条例第17号）別表に規定する回数券の利用料金を納入した場合における適用日以後の使用（当該利用料金を納入した回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る利用料金については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

利用料金設定基準を改定するために、旭川市近文市民ふれあいセンター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正する条例

旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例（平成18年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「400円」を「440円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

旭川市障害者福祉センター条例（平成14年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の(1)の表を次のように改める。

(1) 会議室等

時間区分 使用区分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		9時～12時	13時～17時	18時～21時	9時～21時
会議室 1	障害者等	円 2,740	円 3,660	円 2,740	円 9,140
	一 般	8,250	10,990	8,250	27,490
会議室 2	障害者等	690	930	690	2,310
	一 般	2,090	2,790	2,090	6,970
会議室 3、映像スタジオ、和室研修室及び調理室	障害者等	730	970	730	2,430
	一 般	2,220	2,950	2,220	7,390
音響スタジオ	障害者等	270	370	270	910
	一 般	830	1,110	830	2,770
陶芸室	障害者等	150	210	150	510
	一 般	490	660	490	1,640

体育館	専用使用	障害者等		710	950	710	2,370
		一般		2,580	3,440	2,580	8,600
	個人使用	高校生以下	障害者等	70	70	70	210
			一般	220	220	220	660
		上記以外の者	障害者等	110	110	110	330
			一般	330	330	330	990

別表第1項の(2)の表中「

円
1,530
510
30
150
50
250
100
500

」を

円
2,270
750
40
190
70
350
150
740

」に、

円
4,590
1,530
100
500
260
1,300
520
2,600

円
6,810
2,270
150
740
390
1,930
770
3,870

「 」を「 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第1項の(1)の表の改正規定（体育館の個人使用に係る部分に限る。以下「個人使用に係る改正規定」という。）は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（個人使用に係る改正規定を除く。）による改正後の旭川市障害者福祉センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に申請された使用に係る利用料金については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市障害者福祉センター条例別表に規定する回数券の利用料金を収受した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた利用料金（回数券の利用料金に限る。）を収受した場合における適用日以後の使用（これらの利用料金を収受した回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る利用料金については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 適用日前に旭川市近文市民ふれあいセンター条例（平成8年旭川市条例第25号）別表に規定する回数券の利用料金を納入した場合における適用日以後の使用（当該利用料金を納入した回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る利用料金については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

利用料金設定基準を改定する等ために、旭川市障害者福祉センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市保健所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市保健所条例の一部を改正する条例

旭川市保健所条例（平成11年旭川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（手数料）」に改め、同条第1項中「旭川市保健所の施設の利用又は旭川市保健所」を「旭川市保健所」に、「使用料又は手数料（以下「使用料等」という。）」を「手数料」に改め、同条第2項から第4項まで中「使用料等」を「手数料」に改める。

別表中「100分の105」を「100分の110」に、「70円を加算し」を「80円を加算し」に、「190円を」を「210円を」に、

「

	1件につき	1,810円
大腸菌群試験	1件につき	2,100円

」を

「

	1件につき	2,010円
大腸菌・大腸菌群試験	1件につき	2,310円

」に、

「

1件につき	10,100円
1件につき	6,190円

「

1件につき	14,000円
1件につき	9,280円

1成分につき	1,800円
1成分につき	3,520円
1件につき	5,750円

1成分につき	2,360円
1成分につき	5,280円
1件につき	7,750円

」を

」に、

「

		1件につき	7,000円	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度並びにカルシウム、マグネシウム等（硬度）の各項目
		1件につき	12,400円	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度並びに残留塩素の各項目
簡易 専用 水道 検査	一般検査	1件につき	16,900円	施設の外観検査及び水質検査
	簡易検査	1件につき	3,040円	管理状況を示す書類による検査
飲用以外の生活用水試験		1件につき	5,650円	一般細菌、大腸菌群、鉄、過マンガン酸カリウム消費量、pH値、臭気、色度及び濁度の各項目

」を

「

1件につき	10,500円	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機
-------	---------	----------------------------------------------

		炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度並びにカルシウム、マグネシウム等（硬度）の各項目
	1件につき 18,600円	一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度並びに残留塩素の各項目
飲用以外の生活用水試験	1件につき 8,470円	一般細菌、大腸菌、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、臭気、色度及び濁度の各項目

」に、

1件につき 22,800円
1成分につき 13,300円
1件につき 21,900円 （4成分を超える場合には、1成分増すごとに5,950円を加算する。）
1件につき 29,000円 （4成分を超える場合には、1成分増すごとに5,950円を加算する。）
1項目につき 2,610円
1項目につき 5,140円
1件につき 12,300円
1項目につき 14,500円 （1項目を超える場合には、1

1件につき 24,600円
1成分につき 19,900円
1件につき 22,800円 （4成分を超える場合には、1成分増すごとに6,210円を加算する。）
1件につき 33,300円 （4成分を超える場合には、1成分増すごとに6,210円を加算する。）
1項目につき 3,660円
1項目につき 6,210円
1件につき 12,900円
1項目につき 21,700円 （1項目を超える場合には、1

項目増すごとに2,090円を 加算する。)
1項目につき 13,800円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに2,410円を 加算する。)
1項目につき 34,000円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに4,570円を 加算する。)
1項目につき 7,630円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに3,360円を 加算する。)
1項目につき 2,610円
1項目につき 5,230円
1項目につき 9,930円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに3,360円を 加算する。)
1項目につき 2,870円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに910円を加算 する。)
1項目につき 7,060円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに3,360円を 加算する。)
1項目につき 14,900円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに3,360円を 加算する。)
1項目につき 2,270円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに870円を加算 する。)
1項目につき 7,890円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに3,360円を 加算する。)
1項目につき 2,280円
1項目につき 8,680円

項目増すごとに3,130円を 加算する。)
1項目につき 14,200円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに2,580円を 加算する。)
1項目につき 42,500円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに6,850円を 加算する。)
1項目につき 10,400円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに3,940円を 加算する。)
1項目につき 2,940円
1項目につき 6,720円
1項目につき 14,800円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに5,040円を 加算する。)
1項目につき 3,370円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに1,360円を 加算する。)
1項目につき 7,430円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに5,040円を 加算する。)
1項目につき 15,000円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに5,040円を 加算する。)
1項目につき 3,400円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに1,300円を 加算する。)
1項目につき 8,380円 (1項目を超える場合には、1 項目増すごとに5,040円を 加算する。)
1項目につき 3,420円
1項目につき 9,330円

1項目につき	13,500円
1項目につき	28,200円
1項目につき	2,950円
1測定地点につき 16,200円 (1測定地点を超える場合には、1測定地点増すごとに4,140円を加算する。)	
1測定地点につき 24,200円 (1測定地点を超える場合には1測定地点増すごとに7,620円を、1測定地点につき試験成分が3成分を超える場合には1成分(複数の測定地点につき試験成分が3成分を超える場合にあっては、当該試験成分が最も多い測定地点(当該地点が複数あるときは、そのうちの1地点)につき1成分)増すごとに2,000円を加算する。)	

1項目につき	14,400円
1項目につき	29,700円
1項目につき	3,200円
1測定地点につき 19,200円 (1測定地点を超える場合には、1測定地点増すごとに6,210円を加算する。)	
1測定地点につき 34,500円 (1測定地点を超える場合には1測定地点増すごとに11,400円を、1測定地点につき試験成分が3成分を超える場合には1成分(複数の測定地点につき試験成分が3成分を超える場合にあっては、当該試験成分が最も多い測定地点(当該地点が複数あるときは、そのうちの1地点)につき1成分)増すごとに2,310円を加算する。)	

」を

」に、

放射 性物 質	放射能核種試験	1件につき	21,400円	
文書	診断書	1通につき	1,480円	

」を

文書	診断書	1通につき	1,580円	
----	-----	-------	--------	--

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例による改正後の旭川市保健所条例別表の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

手数料の額を改定する等のために、旭川市保健所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（令和3年旭川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号ア中「2, 140円」を「2, 490円」に改め、同号イ中「450円」を「670円」に改め、同項第2号ア中「1, 450円」を「2, 170円」に改め、同号イ中「820円」を「1, 230円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市動物の愛護及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第28条第1項第1号及び同項第2号アの規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第28条第1項第2号イの規定は、令和8年10月1日以後に引き取った犬若しくは猫、収容した動物又は捕獲させた飼い主のいる犬の保管に係る手数料について適用

し、同日前に引き取った犬若しくは猫、収容した動物又は捕獲させた飼い主のいる犬の保管に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

手数料の額を改定するために、旭川市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市死体解剖保存法施行条例の一部を改正する条例

旭川市死体解剖保存法施行条例（平成12年旭川市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「3,460円」を「3,740円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市死体解剖保存法施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市死体解剖保存法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

旭川市公衆浴場法施行条例（平成12年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（地位の承継の届出）」に改める。

第7条第2項中「23, 100円」を「26, 700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市公衆浴場法施行条例第7条第2項の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定する等のために、旭川市公衆浴場法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市温泉法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市温泉法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市温泉法施行条例の一部を改正する条例

旭川市温泉法施行条例（平成12年旭川市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「とき（第4号の場合を除く。）」を「とき」に改め、同項第3号中「失そう」を「失踪」に、「解散」を「消滅し、又は解散」に改め、同項第4号を削り、同条第2項中「ことによる同項の」を「場合における同項の規定による」に、「戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条に規定する届出義務者（法人にあつては、清算人）」を「規則で定める者」に改め、同条第3項を削る。

第7条第1項第1号中「26,800円」を「33,600円」に改め、同項第2号中「7,070円」を「8,330円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市温泉法施行条例第7条第1項の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

手数料の額を改定する等のために、旭川市温泉法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旭川市旅館業法施行条例（平成12年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「21,700円」を「25,700円」に改め、同項第2号及び第3号中「18,500円」を「21,200円」に改め、同項第4号中「7,070円」を「8,330円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市旅館業法施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市旅館業法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市興行場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市興行場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市興行場法施行条例の一部を改正する条例

旭川市興行場法施行条例（平成12年旭川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号及び第2号中「8,330円」を「9,970円」に改め、同項第3号中「17,600円」を「19,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市興行場法施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市興行場法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市理容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市理容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市理容師法施行条例の一部を改正する条例

旭川市理容師法施行条例（平成12年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「16,400円」を「18,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市理容師法施行条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年10月1日以後に改正後の条例第2条第1項の規定による届出をした場合の検査に係る手数料について適用し、同日前に同項の規定による届出をした場合の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市理容師法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市美容師法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市美容師法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市美容師法施行条例の一部を改正する条例

旭川市美容師法施行条例（平成12年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「16,400円」を「18,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市美容師法施行条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年10月1日以後に改正後の条例第2条第1項の規定による届出をした場合の検査に係る手数料について適用し、同日前に同項の規定による届出をした場合の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市美容師法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市クリーニング業法施行条例の一部を改正する条例

旭川市クリーニング業法施行条例（平成12年旭川市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「16, 100円」を「18, 200円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市クリーニング業法施行条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年10月1日以後に改正後の条例第2条第1項の規定による届出をした場合の検査に係る手数料について適用し、同日前に同項の規定による届出をした場合の検査に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市クリーニング業法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

旭川市化製場等に関する法律施行条例（平成12年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条第1号中「26,000円」を「30,300円」に改め、同条第2号及び第3号中「17,900円」を「19,500円」に改め、同条第4号中「10,600円」を「11,700円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市化製場等に関する法律施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市化製場等に関する法律施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

旭川市食品衛生法施行条例（平成12年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

「18, 200円	「21, 100円
14, 600円	17, 100円
11, 600円	13, 700円
10, 100円	12, 100円
11, 600円	13, 700円
10, 100円	12, 100円
11, 600円	13, 700円
10, 100円	12, 100円
24, 000円	27, 700円
19, 100円	22, 300円
11, 600円	13, 700円
10, 100円	12, 100円
24, 000円	27, 700円
19, 100円	22, 300円
24, 000円	27, 700円
19, 100円	22, 300円
24, 000円	27, 700円
19, 100円	22, 300円
16, 300円	19, 000円
13, 300円	15, 600円

	16,300円		19,000円	
	13,300円		15,600円	
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	18,200円		21,100円	
	14,600円		17,100円	
別表中		を		に改める。
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	18,200円		21,100円	
	14,600円		17,100円	
	18,200円		21,100円	
	14,600円		17,100円	
	16,300円		19,000円	
	13,300円		15,600円	
	16,300円		19,000円	
	13,300円		15,600円	
	16,300円		19,000円	
	13,300円		15,600円	
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	32,700円		37,300円	
	25,800円		29,800円	
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	32,700円		37,300円	
	25,800円		29,800円	
	16,300円		19,000円	
	13,300円		15,600円	
	24,000円		27,700円	
	19,100円		22,300円	
	16,300円		19,000円	
	13,300円		15,600円	

24,000円 27,700円
19,100円」 22,300円」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市食品衛生法施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

手数料の額を改定するために、旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市と畜場法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市と畜場法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市と畜場法施行条例の一部を改正する条例

旭川市と畜場法施行条例（平成12年旭川市条例第47号）の一部を次のように改正する。
第9条第1項第1号中「18,800円」を「28,200円」に改め、同項第2号中「8,270円」を「12,400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市と畜場法施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市と畜場法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
施行条例の一部を改正する条例

旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例（平成12年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「17,200円」を「25,800円」に改め、同項第2号中「7,450円」を「11,100円」に改め、同項第3号中「6,250円」を「8,760円」に改め、同項第4号中「3,880円」を「5,820円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

手数料の額を改定するために、旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市医療法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市医療法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市医療法施行条例の一部を改正する条例

旭川市医療法施行条例（平成12年旭川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「開設者」を「開設者等」に改める。

第8条を削る。

第9条第1項第1号中「20,900円」を「22,500円」に改め、同項第2号中「11,800円」を「12,600円」に改め、同項第3号ア中「13,500円」を「14,300円」に改め、同号イ中「23,100円」を「24,600円」に改め、同項第4号ア中「8,940円」を「9,370円」に改め、同号イ中「17,000円」を「18,000円」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市医療法施行条例第8条第1項の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

手数料の額を改定する等のために、旭川市医療法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例（平成12年旭川市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「75,200円」を「80,600円」に改め、同項第2号中「57,600円」を「61,700円」に改め、同項第3号及び第4号中「8,350円」を「8,810円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正する条例

旭川市毒物及び劇物取締法施行条例（平成12年旭川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「14,200円」を「15,400円」に改め、同項第2号中「7,060円」を「7,660円」に改め、同項第3号中「2,500円」を「2,840円」に改め、同項第4号中「3,480円」を「3,900円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市毒物及び劇物取締法施行条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市毒物及び劇物取締法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年旭川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「及び」を「又は」に改める。

別表第1中

し尿処理手数料	し尿を収集、運搬及び処分するとき。	50リットル当たり450円ただし、し尿総量が50リットルに満たないときはこれを50リットルとし、その総量が50リットルを超える場合において50リットルに満たない端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。	旭川市証紙条例（昭和39年旭川市条例第16号）第2条第3号に定める専用証紙により、その都度これを徴収する。
		規則で定める指定ごみ袋1枚につき (1) 5リットル用 10円 (2) 10リットル用 20円 (3) 20リットル用 40円 (4) 30リットル用 60円 (5) 40リットル用 80円	規則で定める方法により徴収する。
		規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でないと認められる場合にあつては、規則で定める1単位につき 80円	規則で定める方法により徴収する。

規則で定める区分に応じ、1個につき 300円又は650円	規則で定める方法により徴収する。
	規則で定める方法により徴収する。

」を

し尿処理手数料	1 し尿（工事用仮設トイレに係るものを除く。）を収集、運搬及び処分するとき。	50リットル当たり 670円	旭川市証紙条例（昭和39年旭川市条例第16号）に定める証紙による方法により徴収する。
	2 工事用仮設トイレに係るし尿を収集、運搬及び処分するとき。	50リットル当たり 900円	
		規則で定める指定ごみ袋1枚につき (1) 5リットル用 15円 (2) 10リットル用 30円 (3) 20リットル用 60円 (4) 30リットル用 90円 (5) 40リットル用 120円	規則で定める方法により徴収する。
		規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でない認められる場合にあつては、規則で定める1単位につき 120円	
		規則で定める区分に応じ、1個につき 450円又は970円	

」に

改め、同表ごみ埋立処分手数料の項中「156円」を「234円」に改め、同表ごみ焼却処分

手数料の項中「83円」を「111円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 し尿処理手数料については、収集するし尿の総量が50リットルに満たないときはこれを50リットルとし、その総量が50リットルを超える場合において50リットルに満たない端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2中

1件につき 16,000円	
1件につき 13,000円	
1件につき 16,000円	
1件につき 16,000円	
	1件につき 131,000円

」を

1件につき 22,300円	
1件につき 17,300円	
1件につき 16,000円	
1件につき 20,700円	
	1件につき 132,000円

」に、

1件につき 31,000円	
	1件につき 121,000円
	1件につき 101,000円
1件につき 28,000円	
1件につき 18,000円	
1件につき 68,000円	

1件につき 32,700円	
	1件につき 122,000円
	1件につき 102,000円
1件につき 31,400円	
1件につき 21,100円	
1件につき 70,400円	

1 件につき 68,000円

」を

1 件につき 70,400円

」に、

1 件につき 31,000円

1 件につき 130,000円
1 件につき 110,000円

1 件につき 28,000円

1 件につき 18,000円

1 件につき 68,000円

1 件につき 68,000円

」を

1 件につき 32,700円

1 件につき 130,000円
1 件につき 110,000円

1 件につき 31,400円

1 件につき 21,100円

1 件につき 70,400円

1 件につき 70,400円

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める日以後の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、当該各号に定める日以前の収集、

運搬又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。

(1) し尿処理手数料 令和 8 年 1 0 月 1 日

(2) ごみ処理手数料、ごみ埋立処分手数料及びごみ焼却処分手数料 令和 9 年 4 月 1 日

3 改正後の条例別表第 2 の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に申請された申請に係る手数料について適用し、同日前に申請された申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 施行日から第 2 項第 1 号に定める日（以下この項において「適用日」という。）の前日までの間に収集することを約したし尿に係る適用日以後のし尿処理手数料（工所用仮設トイレに係るものを除く。）については、第 2 項及び改正後の条例別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 施行日前にこの条例による改正前の旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第 1 に規定する規則で定める方法によりごみ処理手数料（家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみに係るものに限る。以下この項において同じ。）を徴収した場合又は施行日から第 2 項第 2 号に定める日（以下この項及び次項において「適用日」という。）の前日までの間に第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされたごみ処理手数料を徴収した場合における適用日以後のごみ処理手数料については、令和 9 年 6 月 3 0 日までの間、第 2 項及び改正後の条例別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 施行日から適用日の前日までの間に収集することを約した家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみに係る適用日以後のごみ処理手数料については、第 2 項及び改正後の条例別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定する等のために、旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（平成11年旭川市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号及び第2号中「30,000円」を「32,300円」に改め、同項第3号中「10,000円」を「10,800円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

（説 明）

手数料の額を改定するために、旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市病院事業基金条例の制定について

旭川市病院事業基金条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市病院事業基金条例

(設置)

第1条 病院事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市病院事業基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、病院事業会計予算で定めるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、病院事業会計予算に計上し、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

旭川市病院事業基金を設置するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市工芸センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市工芸センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市工芸センター条例の一部を改正する条例

旭川市工芸センター条例（昭和30年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

設 備		1時間当たりの 使 用 料	備 考
木工 機械	帯のご盤	690円	使用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。
	高速度単軸面取盤	670円	
	卓上ボール盤	600円	
	リンク式横切丸のご盤	720円	
	高速丸のご盤	690円	
	角のみ盤	630円	
	ダボ孔ボーリングマシン	890円	
	手押かんな盤	690円	
	自動かんな盤	820円	
	4軸ほぞ取盤	870円	
	エッジベルトサンダー	940円	
	リップソー	810円	

	4点式万能帯のご盤	780円
	そで付昇降盤	1,000円
	高周波ルータ	940円
	ストロークサンダー	900円
	プレス機	1,270円
	5軸制御NCルータ実験機	4,480円
	炭酸ガスレーザ彫刻システム	2,930円
	ワイドベルトサンダー	1,720円
	長円ほぞ取機	1,270円
	自動長穴明機械	1,170円
	コーナーロックングマシン	1,170円
	糸のご盤	640円
	倣い旋盤	1,270円
試験 機器	耐光性試験機	1,120円
	振動試験装置	4,900円

別表第2 (第5条関係)

	業 務	1件の単位	手 数 料	備 考
材料 試験	強度試験	5試料まで	1,360円	5試料に満たないものは、5試料とみなす。
	含水率測定試験	1条件5試料まで	820円	1条件5試料に満たないものは、1条件5試料とみなす。
	吸水試験	1条件1試料	730円	
	乾燥試験	1条件1試料	460円	
製品 試験	繰返し荷重試験	1条件1試料 4,000回ごと	2,640円	1条件1試料 4,000回に満たないときは、1条件1試料4,000回とみなす。
	繰返し衝撃荷重試験	1条件1試料 4,000回ごと	3,960円	1条件1試料 4,000回に満たないときは、1条件1試料4,000回とみなす。

	静的強度試験	1条件1試料	1,860円	
	衝撃試験	1条件1試料	1,860円	
	耐久性試験	1条件1試料 12,500回ごと	7,030円	1条件1試料 12,500回に満たない ときは、1条件1試 料12,500回とみな す。
環境 試験	恒温恒湿処理試験 (大)	1条件5試料 1日ごと	3,840円	1条件5試料に満 たないものは、1条 件5試料とみなす。
	恒温恒湿処理試験 (小)	1条件5試料 1日ごと	3,750円	
	恒温水槽試験	1条件5試料 1日ごと	670円	
接着・ 塗膜 試験	接着力試験	1条件5試料 まで	1,360円	1条件5試料に満 たないものは、1条 件5試料とみなす。
	塗膜強度試験	1条件5試料 まで	600円	
	耐摩耗試験	1条件1試料 5,000回ごと	630円	1条件1試料 5,000回に満たない ときは、1条件1試 料5,000回とみなす。
振動試験		1条件	26,300円	
その他の木工関連試験		1式	32,400円以内で 市長がその都度 定める。	
材料調整		1kg	1,020円	1kgに満たないも のは、1kgとみな す。
試験分析成績証明書		1件又は1通	310円	

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の旭川市工芸センター条例別表第1及び別表第2の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料及び手数料の額を改定する等のために、旭川市工芸センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市工業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市工業技術センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市工業技術センター条例の一部を改正する条例

旭川市工業技術センター条例（平成元年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表1(1)部屋の使用料の表中

「

1,170円	1,570円	1,170円	3,910円
2,880	3,850	2,880	9,610
2,200	2,930	2,200	7,330

」を

「

1,520円	2,030円	1,520円	5,070円
3,730	4,970	3,730	12,430
2,840	3,790	2,840	9,470

」に改める。

別表1(2)機器の使用料の表中

「

1,880
630
630
630
700

」を

「

1,920
850
850
820
850

」に、

塩水噴霧試験機	780
走査電子顕微鏡	1,700

」を

塩水噴霧試験機	960
---------	-----

」に、

1,260
2,850
830
610
610
830
830
580
600
610
600
630
600
580
830
630
1,420
840
1,380
4,590
1,260
1,300

」を

1,550
2,930
880
850
850
880
880
850
850
850
850
850
850
850
850
880
820
1,510
890
1,510
5,430
1,320
1,370

」に、

平面研削盤	1,260
-------	-------

シャリングマシン	1, 260
コーナーシャー	1, 110

」を

平面研削盤	1, 440
-------	--------

」に、

1, 190
820
780
1, 680
1, 690
1, 490
1, 050
890

」を

1, 250
1, 180
1, 020
1, 830
1, 770
1, 620
1, 140
970

」に改める。

別表 2(1)試験、検査等の手数料の表中

2, 040
2, 330
2, 040
2, 380
2, 900
2, 900
2, 900
3, 410

」を

2, 800
3, 290
2, 980
2, 760
3, 290
3, 290
3, 910
4, 080

」に、

1, 090
1, 670
2, 250
760

」を

1, 630
1, 930
2, 870
1, 140

」に改める。

別表 2(2)交付手数料の表中「460」を「690」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市工業技術センター条例別表1及び別表2の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料及び手数料の額を改定するために、旭川市工業技術センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市旭山動物園条例の一部を改正する条例

旭川市旭山動物園条例（昭和42年旭川市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中「

700	1,000
1,400	
1,300	
1,000	
600	900

「

800	1,400
1,600	
1,510	
1,400	
700	1,300

」を

」に改め、

同表備考第1項中「並びに」を「及び」に、「及び高等専門学校に在学している者（高等専門学校の場合は3学年までの者）」を「その他これに準ずるものとして市長が認めるものに在学している者」に、「規則で定めるところ」を「市長が別に定めるもの」に改め、同表備考第8項中「規則で定めるところ」を「市長が別に定めるもの」に改める。

附 則

- この条例は、令和9年4月29日から施行する。ただし、別表備考第1項及び同表備考第8項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 令和9年4月29日前にこの条例による改正前の旭川市旭山動物園条例別表に規定する1年の入園料を徴収した場合における同日以後の入園料については、入園した日から起算して1年間（共通の場合にあっては、入園した日又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネ

タリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間)は、この条例による改正後の旭川市旭山動物園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

入園料の額を改定する等のために、旭川市旭山動物園条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市総合体育館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市総合体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市総合体育館条例の一部を改正する条例

旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

円 3,960	円 5,280	円 3,960	円 1,320	円 15,840
5,250	7,000	5,250	1,750	21,000
13,230	17,640	13,230	4,410	52,920
18,480	24,640	18,480	6,160	73,920
31,710	42,280	31,710	10,570	126,840
79,380	105,840	79,380	26,460	317,520
52,920	70,560	52,920	17,640	211,680
132,300	176,400	132,300	44,100	529,200
900	1,200	900	300	3,600
1,260	1,680	1,260	420	5,040
2,160	2,880	2,160	720	8,640
5,400	7,200	5,400	1,800	21,600
3,600	4,800	3,600	1,200	14,400
9,000	12,000	9,000	3,000	36,000

3,360	4,480	3,360	1,120	13,440
4,680	6,240	4,680	1,560	18,720
8,040	10,720	8,040	2,680	32,160
20,160	26,880	20,160	6,720	80,640
13,440	17,920	13,440	4,480	53,760
33,600	44,800	33,600	11,200	134,400
1,470	1,960	1,470	490	5,880
2,040	2,720	2,040	680	8,160
3,510	4,680	3,510	1,170	14,040
8,820	11,760	8,820	2,940	35,280
5,880	7,840	5,880	1,960	23,520
14,700	19,600	14,700	4,900	58,800
2,430	3,240	2,430	810	9,720
3,390	4,520	3,390	1,130	13,560
5,820	7,760	5,820	1,940	23,280
14,580	19,440	14,580	4,860	58,320
9,720	12,960	9,720	3,240	38,880
24,300	32,400	24,300	8,100	97,200
2,430	3,240	2,430	810	9,720
150	150	150		
				750
				1,200
				3,000
220	220	220		
				1,100
				1,760
				4,400

」を

円	円	円	円	円
---	---	---	---	---

5,940	7,920	5,940	1,980	23,760
7,860	10,480	7,860	2,620	31,440
19,830	26,440	19,830	6,610	79,320
27,720	36,960	27,720	9,240	110,880
47,550	63,400	47,550	15,850	190,200
118,980	158,640	118,980	39,660	475,920
79,320	105,760	79,320	26,440	317,280
198,300	264,400	198,300	66,100	793,200
1,260	1,680	1,260	420	5,040
1,740	2,320	1,740	580	6,960
3,000	4,000	3,000	1,000	12,000
7,560	10,080	7,560	2,520	30,240
5,040	6,720	5,040	1,680	20,160
12,600	16,800	12,600	4,200	50,400
4,860	6,480	4,860	1,620	19,440
6,780	9,040	6,780	2,260	27,120
11,640	15,520	11,640	3,880	46,560
29,160	38,880	29,160	9,720	116,640
19,440	25,920	19,440	6,480	77,760
48,600	64,800	48,600	16,200	194,400
1,980	2,640	1,980	660	7,920
2,760	3,680	2,760	920	11,040
4,740	6,320	4,740	1,580	18,960
11,880	15,840	11,880	3,960	47,520
7,920	10,560	7,920	2,640	31,680
19,800	26,400	19,800	6,600	79,200
3,150	4,200	3,150	1,050	12,600
4,410	5,880	4,410	1,470	17,640
7,560	10,080	7,560	2,520	30,240

18,900	25,200	18,900	6,300	75,600
12,600	16,800	12,600	4,200	50,400
31,500	42,000	31,500	10,500	126,000
3,150	4,200	3,150	1,050	12,600
220	220	220		
1,100				
1,760				
4,400				
330	330	330		
1,650				
2,640				
6,600				

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市総合体育館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に申請された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市総合体育館条例別表に規定する回数券、1月券又は3月券の使用料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料（回数券、1月券又は3月券の使用料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の使用（これらの使用料を徴収した回数券、1月券又は3月券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 適用日前に旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）別表に規定する

回数券の利用料金を納入した場合、旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）別表(2)に規定する回数券の使用料を納入した場合並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）別表(6)に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場、和弓場、洋弓場、プール及びスケート場、東光スポーツ公園施設武道館（以下「武道館」という。）、常磐公園施設プール、忠和公園施設体育館（以下「忠和体育館」という。）、東豊公園施設体育館（以下「東豊体育館」という。）、新富公園施設プール並びに千代の山公園施設プールに係る共通回数券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（これらの使用料又は利用料金を納入した回数券又は共通回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 適用日前に武道館、忠和体育館及び東豊体育館に係る1月券又は3月券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（当該使用料を納入した1月券又は3月券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市総合体育館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地区体育センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市地区体育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市地区体育センター条例の一部を改正する条例

旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1号中「午後10時」を「午後9時」に改める。

別表第1項の表中「22時」を「21時」に、

「

円 1, 110	円 1, 480	円 1, 480
210	280	280
210	280	280
2, 880	3, 840	3, 840
	1回につき	150円
	回数券（6回分）	750円
	1回につき	220円
	回数券（6回分）	1, 100円

」を

「

円	円	円
---	---	---

1, 410	1, 880	1, 410
300	400	300
300	400	300
3, 540	4, 720	3, 540
	1回につき	220円
	回数券（6回分）	1, 100円
	1回につき	330円
	回数券（6回分）	1, 650円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条の2第1号の改正規定及び別表第1項の表の改正規定（「22時」を「21時」に改める部分に限る。）は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市地区体育センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る利用料金について適用し、適用日前の使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に申請された使用に係る利用料金については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市地区体育センター条例別表に規定する回数券の利用料金を収受した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた利用料金（回数券の利用料金に限る。）を収受した場合における適用日以後の使用（これらの利用料金を収受した回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る利用料金については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 適用日前に旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）別表に規定する回数券の使用料を納入した場合、旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）別表(2)に規定する回数券の使用料を納入した場合並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）別表(6)に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場、和弓場、洋弓場、プール及びスケート場、東光スポーツ公園施設武道館、常磐公園施設プール、忠和公園施設体育館、東豊公園施設体育館、新富公園施設プール並びに千代の山公園施設プールに係る共通回数券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（これらの使用料を納入した回数券又は共通回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る利用料金については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

利用料金設定基準を改定する等のために、旭川市地区体育センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市スケートリンク条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市スケートリンク条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市スケートリンク条例の一部を改正する条例

旭川市スケートリンク条例（昭和45年旭川市条例第42号）の一部を次のように改正する。

別表(2)中

150円	220円
750円	1,100円
600円	880円
220円	330円
1,100円	1,650円
880円	1,320円
63,990円	85,510円

める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の旭川市スケートリンク条例（以下「改正後の条例」という。）別表(2)の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料に

ついて適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 適用日前に申請された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市スケートリンク条例別表(2)に規定する回数券の使用料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料（回数券の使用料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の使用（これらの使用料を徴収した回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については、第2項及び改正後の条例別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 適用日前に旭川市総合体育館条例（昭和54年旭川市条例第16号）別表に規定する回数券の使用料を納入した場合、旭川市地区体育センター条例（平成4年旭川市条例第20号）別表に規定する回数券の利用料金を納入した場合並びに旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）別表(6)に規定する花咲スポーツ公園施設の陸上競技場、和弓場、洋弓場、プール及びスケート場、東光スポーツ公園施設武道館、常磐公園施設プール、忠和公園施設体育館、東豊公園施設体育館、新富公園施設プール並びに千代の山公園施設プールに係る共通回数券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（これらの使用料又は利用料金を納入した回数券又は共通回数券を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については、第2項及び改正後の条例別表(2)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市スケートリンク条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市テニスコート条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市テニスコート条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市テニスコート条例の一部を改正する条例

旭川市テニスコート条例（昭和60年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表2中「

370円
180円
1,920円
720円
960円

」を

「

450円
220円
2,320円
870円
1,160円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市テニスコート条例別表2の規定は、令和9年4月20日以

後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定するために、旭川市テニスコート条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市旭川大雪アリーナ条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市旭川大雪アリーナ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市旭川大雪アリーナ条例の一部を改正する条例

旭川市旭川大雪アリーナ条例（昭和61年旭川市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中「

円 27,150	円 36,200	円 27,150	円 9,050	円 108,600
32,580	43,440	32,580	10,860	130,320
93,300	124,400	93,300	31,100	373,200
114,030	152,040	114,030	38,010	456,120
203,610	271,480	203,610	67,870	814,440
244,350	325,800	244,350	81,450	977,400
35,280	47,040	35,280	11,760	141,120
42,330	56,440	42,330	14,110	169,320
123,480	164,640	123,480	41,160	493,920
148,170	197,560	148,170	49,390	592,680
264,600	352,800	264,600	88,200	1,058,400
317,520	423,360	317,520	105,840	1,270,080
2,070	2,760	2,070	690	8,280
2,460	3,280	2,460	820	9,840
2,670	3,560	2,670	890	10,680

3,180	4,240	3,180	1,060	12,720
420	560	420	140	1,680
480	640	480	160	1,920
540	720	540	180	2,160
630	840	630	210	2,520
1回につき		220円		
回数券（6回分）		1,100円		
1回につき		300円		
回数券（6回分）		1,500円		
1回につき		450円		
回数券（6回分）		2,250円		
1月券		1,800円		
シーズン券		6,480円		
1回につき		750円		
回数券（6回分）		3,750円		
1月券		3,000円		
シーズン券		10,800円		

」を

円 34,980	円 46,640	円 34,980	円 11,660	円 139,920
41,970	55,960	41,970	13,990	167,880
139,950	186,600	139,950	46,650	559,800
167,940	223,920	167,940	55,980	671,760
304,650	406,200	304,650	101,550	1,218,600
365,580	487,440	365,580	121,860	1,462,320
45,990	61,320	45,990	15,330	183,960
55,170	73,560	55,170	18,390	220,680
181,920	242,560	181,920	60,640	727,680
218,310	291,080	218,310	72,770	873,240
396,030	528,040	396,030	132,010	1,584,120

475,230	633,640	475,230	158,410	1,900,920
2,280	3,040	2,280	760	9,120
2,730	3,640	2,730	910	10,920
2,940	3,920	2,940	980	11,760
3,540	4,720	3,540	1,180	14,160
480	640	480	160	1,920
570	760	570	190	2,280
600	800	600	200	2,400
720	960	720	240	2,880
1回につき		330円		
回数券（6回分）		1,650円		
1回につき		450円		
回数券（6回分）		2,250円		
1回につき		670円		
回数券（6回分）		3,350円		
1月券		2,680円		
シーズン券		9,640円		
1回につき		1,120円		
回数券（6回分）		5,600円		
1月券		4,480円		
シーズン券		16,120円		

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市旭川大雪アリーナ条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の使用に係る使用料について適用し、適用日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に申請された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市旭川大雪アリーナ条例別表に規定する回数券、1月券又はシーズン券（以下「回数券等」という。）の使用料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料（回数券等の使用料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の使用（これらの使用料を徴収した回数券等を使用して使用する場合に限る。）に係る使用料については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市旭川大雪アリーナ条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市嵐山レクリエーション施設条例の一部を改正する条例
の制定について

旭川市嵐山レクリエーション施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市嵐山レクリエーション施設条例の一部を改正する条例

旭川市嵐山レクリエーション施設条例（平成17年旭川市条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表中 「

210
200

」 を 「

300
300

」 に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市嵐山レクリエーション施設条例別表の規定は、令和9年5月15日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市嵐山レクリエーション施設条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市農業センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市農業センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市農業センター条例の一部を改正する条例

旭川市農業センター条例（平成9年旭川市条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

270円	360円	360円
930	1,240	1,240
1平方メートルにつき		150円

」を

「

300円	410円	410円
1,390	1,860	1,860
1平方メートルにつき		220円

」に改める。

別表第2中「

1点	700円
1点	1,170円

」を

「

1点	1,050円
1点	1,750円

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の旭川市農業センター条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1（体験農園に係る部分を除く。）及び別表第2の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料及び申請に係る手数料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料及び申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第1の規定（体験農園に係る部分に限る。）は、令和9年5月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（説 明）

使用料及び手数料の額を改定するために、旭川市農業センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市若者の郷条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市若者の郷条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市若者の郷条例の一部を改正する条例

旭川市若者の郷条例（昭和61年旭川市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

使用区分			金額		
			午前 (9時～12時)	午後 (13時～17時)	夜間 (17時～21時)
若者センター	ホール	大人	550円	730円	730円
		高校生以下	270円	360円	360円
	研修室 (A・B)	大人	420円	550円	550円
		高校生以下	190円	270円	270円
	研修室 (C・D)	大人	320円	430円	430円
		高校生以下	160円	210円	210円
地場産品試作センター			市長が定める額		
農村体験実習館	大型ロッジ	宿泊 1棟1泊につき	7,530円		
		日帰り 1棟1時間につき	410円		
	小型ロッジ	宿泊 1棟1泊につき	4,830円		
		日帰り 1棟1時間につき	260円		
市民農園			使用面積1平方メートルにつき 220円		

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市若者の郷条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定（市民農園に係る部分を除く。）は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表の規定（市民農園に係る部分に限る。）は、令和9年5月15日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市若者の郷条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市 21 世紀の森施設条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市 21 世紀の森施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 6 月 15 日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市 21 世紀の森施設条例の一部を改正する条例

旭川市 21 世紀の森施設条例（昭和 63 年旭川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 の 2 第 1 項の表中

「

バンガロー	日帰り	午前 10 時から午後 4 時まで
	宿泊	午後 4 時から翌日の午前 10 時まで

」を

「

バンガロー	午後 4 時から翌日の午前 10 時まで
-------	----------------------

」に

改める。

別表第 1 中「

460 円	290 円	750 円
280	180	460

」を

「

690 円	430 円	1,120 円
420	270	690

」に改める。

別表第2中「

300 ^円
9,000
200

」を

「

450 ^円
13,500
300

」に改める。

別表第3日帰りの項を削り、同表中「

4,720

」を

「

3,920 ^円

」に改め、同表備考を削る。

別表第4大人の項を次のように改める。

宿	泊	1棟	1泊	1,740 ^円
---	---	----	----	--------------------

別表第4高校生以下の項及び同表備考を削る。

別表第5中「

100 ^円

」を

「

150 ^円

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の2の2第1項の改正規定は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市21世紀の森施設条例別表第1から別表第5までの規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定する等のために、旭川市 2 1 世紀の森施設条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市営牧場条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市営牧場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市営牧場条例の一部を改正する条例

旭川市営牧場条例（昭和61年旭川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中

220円	250円
280円	310円
340円	370円
220円	250円
350円以内で市長が定める額	
2,210円	

」を

330円	370円
420円	460円
510円	550円
330円	370円
520円以内で市長が定める額	
3,030円	

」に改め

る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市営牧場条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料及び捕獲に係る手数料について適用し、同日前に申請された使用に

係る使用料及び捕獲に係る手数料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料及び手数料の額を改定するために、旭川市営牧場条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市営住宅条例の一部を改正する条例

旭川市営住宅条例（昭和54年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条の5第1項中「4,200円」を「4,600円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（説 明）

駐車場の使用料に係る規定を整備するために、旭川市営住宅条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例

旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第7号中「仮指定され」を「仮指定が行われ」に改める。

第7条第2項に次の1号を加える。

(4) 広告旗（第1号に掲げるものを除く。）

第17条の見出しを「（許可の公表）」に改め、同条第1項を次のように改める。

市長は、第5条第1項、第6項又は第7項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公表するものとする。

第18条第2項中「許可を受けた者」を「第5条第1項、第6項又は第7項の規定による許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）」に改める。

第25条の10第1項第1号中「9,420円」を「10,200円」に改め、同項第2号中「200円」を「240円」に改める。

第26条第4項中「3,010円」を「3,320円」に改める。

「	1,000円	「	1,420円
」	1,380円	」	1,810円

別表中

300円
220円
910円
1,700円

を

450円
330円
1,290円
1,890円

に、

広告幕及び広告網	1枚につき	650円	「広告幕」及び「広告網」とは、建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に懸垂され、若しくは添加されたもの又は電柱等を利用して空中に掲出されたものをいう。
のぼり及び旗			「のぼり」及び「旗」とは、布等をさおその他の棒状の物件に取り付けて作製されたもので、単独で立てられ、又は建築物その他の工作物若しくはこれら以外の物件に取り付けられたものをいう。

300円
1,910円
1,810円

を

(説 明)

手数料の額を改定する等のために、旭川市屋外広告物条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例

旭川市道路占用料条例（昭和36年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市道路占用料条例の規定は、令和8年10月1日以後に申請された占用に係る占用料について適用し、同日前に申請された占用に係る占用料については、なお従前の例による。

（説 明）

占用料の額を改定するために、旭川市道路占用料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

旭川市準用河川流水占用料等徴収条例（平成12年旭川市条例第86号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号、第3号及び第4号中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の規定は、令和8年10月1日以後に申請された流水の占用等に係る流水占用料等について適用し、同日前に申請された流水の占用等に係る流水占用料等（当該流水の占用等の許可の日から令和9年3月31日までの間に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

（説 明）

流水占用料等の額を改定するために、旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市普通河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市普通河川管理条例の一部を改正する条例

旭川市普通河川管理条例（平成12年旭川市条例第87号）の一部を次のように改正する。
第20条第1項第1号、第3号及び第4号中「1.08」を「1.1」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市普通河川管理条例の規定は、令和8年10月1日以後に申請された占用又は採取に係る使用料について適用し、同日前に申請された占用又は採取に係る使用料（当該占用又は採取の許可の日から令和9年3月31日までの間に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市普通河川管理条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正する条例

旭川市自転車の放置の防止に関する条例（平成27年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「1,500円」を「2,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市自転車の放置の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年10月1日以後に改正後の条例第13条第1項の規定により保管された自転車について適用し、同日前に同項の規定により保管された自転車については、なお従前の例による。

（説 明）

自転車の撤去及び保管に要した費用の額を改定するために、旭川市自転車の放置の防止に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例

旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条中「占用許可申請書の記載」を「条例で定める」に、「とおり」を「もの」に改め、同条第6号中「指示する」を「定める」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「占有物件、」を「占有物件の」に改め、同号を同条第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 占用の目的

第18条第1項及び第3項第2号中「1.08」を「1.1」に改める。

別表第(3)中「旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例」を「旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和39年旭川市条例第18号）」に改める。

別表(5)中

「

軟式野球場	4月20日から10月20日まで	午前4時から午後9時まで
陸上競技場		午前6時から午後9時まで
球技場		
硬式テニスコート		
軟式テニスコート		

和弓場	
洋弓場	

」を

	4月20日から10月20日まで	
軟式野球場		午前5時から午後9時まで
陸上競技場		午前6時から午後8時まで
球技場		午前6時から午後9時まで
硬式テニスコート		午前5時から午後9時まで
軟式テニスコート		
和弓場		午前6時から午後9時まで
洋弓場		

」に、

相撲場	5月1日から10月31日まで	午前6時から午後7時まで
軟式野球場（第一球場及び第二球場）		

」を

軟式野球場（第一球場及び第二球場）	午前6時から午後7時まで
-------------------	--------------

」に改め

る。

別表(6)中「

47,200円
17,700円
23,600円
5,900円
23,600円

「

70,720円
26,520円
35,360円
8,840円
35,360円

8,850円	
11,800円	
2,950円	
20,580円	41,160円
12,940円	25,890円
11,170円	22,340円
7,360円	14,720円
7,090円	14,190円
4,560円	9,130円
18,880円	
7,080円	
9,440円	
2,360円	
220円	
1,100円	
1,760円	
4,400円	
150円	
750円	
1,200円	
3,000円	

13,260円	
17,680円	
4,420円	
30,870円	61,740円
19,410円	38,820円
16,750円	33,500円
11,040円	22,080円
10,630円	21,260円
6,840円	13,680円
26,560円	
9,960円	
13,280円	
3,320円	
330円	
1,650円	
2,640円	
6,600円	
220円	
1,100円	
1,760円	
4,400円	

15,840円	入場料総額の12%
5,940円	
7,920円	
1,980円	
7,920円	
2,970円	
3,960円	
990円	
370円	
180円	
1,940円	3,880円
820円	1,610円
1,080円	2,160円
	590円
1,080円	2,160円
	910円
600円	1,180円

20,000円	入場料総額の12%
7,500円	
10,000円	
2,500円	
10,000円	
3,750円	
5,000円	
1,250円	
450円	
220円	
1,970円	3,950円
830円	1,640円
1,100円	2,200円
	600円
1,100円	2,200円
	920円
610円	1,200円

」を

」に、

「

6,480円	12,960円
2,690円	5,500円
3,670円	7,340円
990円	1,940円
1,940円	3,880円

			820円	1,610円
			1,080円	2,160円
				590円
			580円	1,180円
	夜間照明 (硬式野球場 を除く。)	1時間につき	1,180円	2,370円
相撲場	専用	全日	720円	1,440円
		午前	270円	540円
		午後	360円	720円
		早朝・夜間1 時間につき	90円	180円
				10,320円
				3,870円
				5,160円
				1,290円

」を

「

			6,600円	13,200円
			2,740円	5,600円
			3,730円	7,470円
			1,000円	1,970円
			1,970円	3,950円
			830円	1,640円
			1,100円	2,200円
				600円
			790円	1,610円
	夜間照明 (硬式野球場)	1時間につき	1,610円	3,220円

を除く。)	
	15,440円
	5,790円
	7,720円
	1,930円

」に、「(3) 「全日」とは午前9時から午後5時まで、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「早朝」とは午前6時から午前9時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時」を「(3) 「全日」とは午前9時から午後5時まで、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「早朝」とは午前6時（硬式・軟式テニスコートにあつては、午前5時）から午前9時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時（陸上競技場にあつては、午後8時）」に、

220円
1,100円
1,760円
4,400円
150円
750円
1,200円
3,000円
5,760円
2,160円
2,880円
720円
220円
1,100円

330円
1,650円
2,640円
6,600円
220円
1,100円
1,760円
4,400円
8,640円
3,240円
4,320円
1,080円
330円
1,650円

1,760円	
4,400円	
150円	
750円	
1,200円	
3,000円	
28,350円	85,050円
5,670円	17,010円
220円	
1,100円	
880円	
150円	
750円	
600円	
22,680円	90,720円
5,670円	22,680円
220円	
1,100円	
1,760円	
150円	
750円	
1,200円	

2,640円	
6,600円	
220円	
1,100円	
1,760円	
4,400円	
42,500円	127,500円
8,500円	25,500円
330円	
1,650円	
1,320円	
220円	
1,100円	
880円	
34,000円	136,000円
8,500円	34,000円
330円	
1,650円	
2,640円	
220円	
1,100円	
1,760円	

8,640円	34,560円
3,240円	12,960円
4,320円	17,280円
450円	
2,250円	
3,600円	
9,000円	
220円	
1,100円	
1,760円	
4,400円	
2,720円	
1,020円	
1,360円	
340円	
2,160円	

12,960円	51,840円
4,860円	19,440円
6,480円	25,920円
670円	
3,350円	
5,360円	
13,400円	
330円	
1,650円	
2,640円	
6,600円	
3,040円	
1,140円	
1,520円	
380円	
2,940円	

」を

」に、「午前4時」を「午

前5時」に、「

33,400円
12,540円
16,720円
4,180円
16,720円
6,270円

45,760円
17,160円
22,880円
5,720円
22,880円
8,580円

8,360円
2,090円
20,320円
7,620円
10,160円
2,540円
10,160円
3,810円
5,080円
1,270円

11,440円
2,860円
27,680円
10,380円
13,840円
3,460円
13,840円
5,190円
6,920円
1,730円

2,720円	
1,020円	
1,360円	
340円	
1,940円	3,880円
820円	1,610円
1,080円	2,160円
	590円
1,080円	2,160円
	910円
600円	1,180円

3,040円	
1,140円	
1,520円	
380円	
1,970円	3,950円
830円	1,640円
1,100円	2,200円
	600円
1,100円	2,200円
	920円
610円	1,200円

」を

」に、

6,480円	12,960円
--------	---------

6,600円	13,200円
--------	---------

2,690円	5,500円
3,670円	7,340円
990円	1,940円
1,940円	3,880円
820円	1,610円
1,080円	2,160円
	590円

2,740円	5,600円
3,730円	7,470円
1,000円	1,970円
1,970円	3,950円
830円	1,640円
1,100円	2,200円
	600円

15,960円	
7,980円	
2,660円	
7,980円	
3,990円	
1,330円	
1,890円	3,780円
930円	1,870円
1,360円	2,700円
820円	1,610円
	590円
780円	1,520円
	910円

21,720円	
10,860円	
3,620円	
10,860円	
5,430円	
1,810円	
2,190円	4,380円
1,090円	2,180円
1,380円	2,750円
830円	1,640円
	600円
790円	1,540円
	920円

」を

」に、

「

4,500円	9,080円
2,690円	5,500円

「

4,580円	9,240円
2,740円	5,600円

990円	1,940円
1,360円	2,700円
820円	1,610円
	590円
370円	
180円	

1,000円	1,970円
1,380円	2,750円
830円	1,640円
	600円
450円	
220円	

」を 」に、

「

16,560円
4,140円
5,520円
4,140円
1,380円
33,120円
8,280円
11,040円
8,280円
2,760円
6,000円
1,500円
2,000円
1,500円
500円
9,720円
2,430円
3,240円

「

24,840円
6,210円
8,280円
6,210円
2,070円
49,680円
12,420円
16,560円
12,420円
4,140円
5,760円
1,440円
1,920円
1,440円
480円
12,000円
3,000円
4,000円

2,430円
810円
220円
1,100円
1,760円
4,400円
150円
750円
1,200円
3,000円
300円
200円
200円
130円
500円
300円

3,000円
1,000円
330円
1,650円
2,640円
6,600円
220円
1,100円
1,760円
4,400円
450円
300円
300円
190円
700円
420円

」を 」に、

「

22,560円
5,640円
7,520円
5,640円
1,880円
45,120円
11,280円
15,040円
11,280円

「

31,810円
7,950円
10,600円
7,950円
2,650円
63,610円
15,900円
21,200円
15,900円

3,760円
3,000円
750円
1,000円
750円
250円
220円
1,100円
1,760円
4,400円
150円
750円
1,200円
3,000円

」を

5,300円
4,160円
1,050円
1,390円
1,050円
340円
310円
1,570円
2,500円
6,260円
200円
1,020円
1,620円
4,060円

」に、

2,040円	
510円	
680円	
510円	
580円	
5,360円	
2,010円	
2,680円	
670円	
3,600円	5,440円

2,480円	
620円	
820円	
620円	
790円	
5,760円	
2,160円	
2,880円	
720円	
5,380円	8,160円

1,350円	2,040円
1,800円	2,720円
1,200円	1,840円
450円	690円
600円	920円
220円	
1,100円	
1,760円	
4,400円	
150円	
750円	
1,200円	
3,000円	
450円	
370円	
180円	
580円	
5,360円	
2,010円	
2,680円	
670円	
300円	

2,020円	3,060円
2,690円	4,080円
1,780円	2,740円
670円	1,020円
890円	1,370円
330円	
1,650円	
2,640円	
6,600円	
220円	
1,100円	
1,760円	
4,400円	
670円	
450円	
220円	
790円	
5,760円	
2,160円	
2,880円	
720円	
450円	

200円	
200円	
130円	
500円	
300円	
22,680円	90,720円
5,670円	22,680円
220円	
1,100円	
1,760円	
150円	
750円	
1,200円	

300円	
300円	
190円	
700円	
420円	
34,000円	136,000円
8,500円	34,000円
330円	
1,650円	
2,640円	
220円	
1,100円	
1,760円	

」を 」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表(5)の改正規定（花咲スポーツ公園施設の相撲場（以下「相撲場」という。）に係る部分を除く。）及び別表(6)の改正規定（「(3) 「全日」とは午前9時から午後5時まで、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「早朝」とは午前6時から午前9時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時」を「(3) 「全日」とは午前9時から午後5時まで、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「早朝」とは午前6時（硬式・軟式テニスコートにあつては、午前5時）から午前9時まで、「夜間」とは午後5時から午後9時（陸上競技場にあつては、午後8時）」に改める部分及び「午前4時」を「午前5時」に改める部分に限る。）は、令和8年8月1日から、別表(5)の改正規定（相撲場に係る部分に限る。）及び別表(6)の改正規定（相撲場に係る部分に限る。）は、同年10月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の旭川市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表(6)の規定（屋外体育施設（花咲スポーツ公園施設の硬式野球場、陸上競技場、球技場及び硬式・軟式テニスコート（これらの施設の附属施設及び器具を含む。））、洋弓場並びに軟式野球場、東光スポーツ公園施設の軟式野球場（第一球場）、軟式野球場（第二球場）、軟式野球場（第三球場）及び球技場（これらの施設の附属施設及び器具を含む。）並びに硬式兼軟式テニスコート、忠和公園施設の多目的コート及び多目的運動広場並びにカムイの杜公園施設の硬式・軟式テニスコート及び多目的運動広場をいう。以下同じ。）に係る部分（花咲スポーツ公園施設の陸上競技場及び洋弓場の共通回数券に係るものを除く。次項において同じ。）及び相撲場に係る部分を除く。）は、令和8年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表(6)の規定（屋外体育施設に係る部分に限る。）は、令和9年4月20日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 令和8年10月1日前に申請された使用に係る使用料（屋外体育施設及び相撲場に係る部分を除く。）については、第2項及び改正後の条例別表(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 施行日前にこの条例による改正前の旭川市都市公園条例別表(6)に規定する共通回数券、1月券、3月券又は回数券の使用料を徴収した場合又は施行日から令和8年10月1日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料（共通回数券、1月券、3月券又は回数券の使用料に限る。）を徴収した場合における同月1日以後の使用（これらの使用料を徴収した共通回数券、1月券、3月券又は回数券を使用して使用する場に限る。）に係る使用料については、第2項及び改正後の条例別表(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 施行日から令和9年4月20日の前日までの間に第3項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料（1月券又は3月券の使用料に限る。）を徴収した場合における同月20日以後の使用（これらの使用料を徴収した1月券又は3月券を使用して使用する場に限る。）に係る使用料については、第3項及び改正後の条例別表(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

有料公園施設の使用料の額を改定する等のために、旭川市都市公園条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市駐輪場条例の一部を改正する条例

旭川市駐輪場条例（平成24年旭川市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「1, 500円」を「2, 250円」に改め、同項第2号中「3, 000円」を「4, 500円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市駐輪場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和8年10月1日以後に改正後の条例第9条第2項の規定により保管された自転車等について適用し、同日前に同項の規定により保管された自転車等については、なお従前の例による。

（説 明）

自転車等の撤去及び保管に要した費用の額を改定するために、旭川市駐輪場条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条の5第2項中「308, 740人」を「294, 900人」に改める。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、令和8年9月24日から施行する。

（説 明）

公共下水道事業計画の変更による計画処理人口の改正等に伴い、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を
改正する条例

旭川市農業委員会事務処理手数料条例（昭和26年旭川市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「申出」を「申請」に改める。

別表証明手数料の項中「1, 500円」を「2, 250円」に、「400円」を「430円」に、「450円」を「670円」に改め、同表その他の手数料の項中「450円」を「500円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市農業委員会事務処理手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市農業委員会事務処理手数料条例第1条の規定により行われている申出は、改正後の条例第1条の規定により行われている申請

とみなす。

(説 明)

手数料の額を改定する等のために、旭川市農業委員会事務処理手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例

(旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第3条中「同条第11項第2号又は」を「同条第11項第2号若しくは」に、「場合」を「場合又は同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」に改める。

第7条中「事項」を「事項（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第1号及び第2号に掲げる事項）」に改め、同条第3号中「により」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）により」に改める。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69

号) 第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第19条第6号中「利用定員」を「利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満3歳以上の幼児の利用定員)」に改める。

第28条中「及び」を「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び」に、「とする」を「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする」に改める。

第30条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」を「第6条の3第10項第2号又は第3号」に改め、同条第3項中「を、」を「(以下「看護師等」という。)を、」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第32条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第36条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第45条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項中「は、連携施設」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、連

携施設」に改める。

附則第7項中「が不足」を「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)が不足」に改める。

附則第10項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項」を「第30条第3項若しくは第4項」に、「又は前2項」を「若しくは第4項又は前2項」に、「を、保育士の数(」を「を、」に、「がない」を「がないもの」に、「ものをいう。)」を「保育士の数」に改める。

(旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(令和6年旭川市条例第50号)の一部を次のように改正する。

附則第2項前段中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に、「第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号」を「(以下「改正後の条例」という。)第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号」に改め、同項後段中「第30条第2項第3号及び第4号、第32条第2項第3号及び第4号、第45条第2項第3号及び第4号並びに第48条第2項第3号及び第4号」を「(以下「改正前の条例」という。)第30条第2項第3号、第32条第2項第3号、第45条第2項第3号及び第48条第2項第3号」に改め、附則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第30条第2項第4号、第32条第2項第4号、第45条第2項第4号及び第48条第2項第4号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第14条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

(説 明)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、旭川市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例

旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

(説 明)

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等
の一部を改正する条例

(旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項中「次条」を「次条、第13条の2」に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 児童福祉施設の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第36条に次の1項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第3項ただし書中「による」を「（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項の規定により保育士とみなされる者及び同項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による」に改める。

附則第7項中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第3項」を「第36条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、附則第3項」に、「を、保育士の数（」を「を、」に、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改め、附則に次の1項を加える。

8 第36条第3項及び附則第3項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年旭川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に、「第36条第2項の規定は、適用」を「（以下「改正後の条例」という。）第36条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用」に、「第36条第2項の規定は、この」を「（以下「改正前の条例」という。）第36条第2項の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この」に改め、附則に次の1項を加える。

3 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第36条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第36条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第7条の2第1項の改正規定及び第13条の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（説 明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、旭川市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第6号を次のように改める。

(6) 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第1項第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第1項第11号の次に次の3号を加える。

(11)の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「これらの規定に掲げる小学校就学前子どもに該

当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」を「選考方法又は前項の規定による選考の方法」に改める。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第9条第1項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第12条の見出し中「教育」を「特定教育」に改める。

第13条第4項第3号ア(7)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア(4)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ中「以下」を「以下この」に改め、同号イ(7)中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ(4)中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「及び第3項に」を「に」に、「を含む」を「及び同条第3項の規定による選考の方法を含む」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「、認定こども園（認定こども園法第3条第1項の認定を受けた幼稚園、同条第3項の認定を受けた連携施設（同項に規定する連携施設をいう。以下この条において同じ。）並びに認定こども園法第3条第10項の規定による公示がされた幼稚園及び連携施設に限る。）及び」を「及び学校教育法第1条に規定する」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に、「同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(7)中「教育認

定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第4項第3号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同条第4項第3号イ(イ)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第29条に」を「第28条に」に、「同条例第32条」及び「同条例第34条」を「同条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「は、利用」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用」に、「この章」を「この章（第43条第1項を除く。）」に改め、同条第4項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「前2項」に、「の選考方法」を「の規定による選考の方法」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「により特定地域型保育」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第5項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第5項において同じ。）」に、「その他の」を「その他の法第19条第3号に掲げる」に、「以下この号において同じ。）を」を「）を」に改め、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第1項第1号」を「同項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項本文」を「第1項本文」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、前項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。

第43条第1項中「から」を「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から」に改める。

第46条第7号中「に規定する選考方法」を「及び第3項の規定による選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特別利用地域型保育の基準）」を付し、同条第1項中「が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」を「いう。次条第3項及び第52条第3項」に、「この章（」を「この章（第37条第3項、第39条第3項及び」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に、「この章に」を「この章（第43条第1項を除く。）に」に、「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除き、」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。））」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当

該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）が満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項）」を「満3歳未満保育認定子ども（第51条第1項）」に、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条

第3項中「教育・保育給付認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の
基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の
基準に関する条例等の一部を改正する条例

(旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の
一部改正)

第1条 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条
例(平成26年旭川市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第
6条の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による
児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第
2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児
童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(園
児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園
児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確
認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

第5条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第6条第1項中「又は」を「、主務保育教諭又は」に改め、同条第3項の表備考第1号中「、保育教諭」を「、主務保育教諭、保育教諭」に改め、同表備考に次の1号を加える。

- (5) 第1号に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、第1号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第6条第5項第2号中「、養護教諭」を「、主務養護教諭、養護教諭」に改める。

附則第10項中「及び」を「、主務養護教諭及び」に改める。

附則第12項中「当たって第6条第3項の表備考第1号」を「当たって同表備考第1号」に改める。

附則第14項中「前4項」を「第6条第3項の表備考第5号及び附則第10項から附則第12項まで」に、「第6条第3項の表備考第1号」を「同表備考第1号」に、「者を」を「者を特定理学療法士等、」に、「当該」を「当該特定理学療法士等、」に改め、附則に次の1項を加える。

- 15 第6条第3項の表備考第5号及び附則第12項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考第1号に定める者（同表備考第5号ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年旭川市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第6条第3項の規定は、適用」を「（以下「改正後の条例」という。）第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は適用」に、「第6条第3項の規定は、この」を「（以下「改正前の条例」という。）第6条第3項の規定（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この」に改め、附則に次の1項を加える。

3 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の条例第6条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第4条の2の次に1条を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第1条の規定による改正後の旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

（説 明）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例等の一部を改正する条例

(旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正)

第1条 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1項を加える。

6 第1項から第3項までの規定により置かなければならない保育士については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教

育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第11条に次の1号を加える。

- (11) 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じること。

附則第4項中「主幹養護教諭」を「主幹養護教諭、主務養護教諭」に改める。

附則第8項中「附則第4項」を「第5条第6項の規定により保育士について特定理学療法士等を、附則第4項」に、「それぞれ」を「それぞれ特定理学療法士等、」に改める。

（旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例（令和6年旭川市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に、「第4条第1項第3号及び第4号の規定は、適用」を「（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項第3号の規定は、適用」に、「第4条第1項第3号及び第4号の規定は、この」を「（以下「改正前の条例」という。）第4条第1項第3号の規定は、この」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の条例第4条第1項第4号の規定は、適用しない。この場合において、改正前の条例第4条第1項第4号の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第11条に1号を加える改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

(説明)

職員の資格の基準に係る規定を整備する等のために、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市こども家庭センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市こども家庭センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市こども家庭センター条例の一部を改正する条例

旭川市こども家庭センター条例（平成27年旭川市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表中

円	円	円
630	850	630
1,270	1,700	1,270
840	1,120	840
1,690	2,250	1,690
470	630	470
940	1,260	940

を

円	円	円
660	880	660
1,330	1,770	1,330
880	1,170	880
1,760	2,350	1,760

に改める。

490	650	490
980	1,310	980

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市子ども家庭センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定するために、旭川市子ども家庭センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（平成13年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第1項中「及び第314条の8並びに」を「、第314条の8、」に、「、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」を「及び附則第5条の4第5項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方税法の一部改正に伴い、旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市児童館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市児童館条例の一部を改正する条例

旭川市児童館条例（昭和38年旭川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中「

200円	270円	
140円	180円	
200円	270円	560円
140円	180円	410円
200円	270円	600円
140円	180円	440円

」を

「

300円	400円	
210円	270円	
300円	400円	840円
210円	270円	610円
300円	400円	900円
210円	270円	660円

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市児童館条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定するために、旭川市児童館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市北彩都子ども活動センター条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市北彩都子ども活動センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市北彩都子ども活動センター条例の一部を改正する条例

旭川市北彩都子ども活動センター条例（平成26年旭川市条例第74号）の一部を次のよう
に改正する。

別表中

「

		600円	1,800円	
和室、屋外ステージ及び 半円広場	1時間につき	100円	310円	を

」

「

		700円	2,100円	
和室	1時間につき	110円	350円	に、
屋外ステージ及び半円広 場	1時間につき	150円	460円	」

「220円」を「330円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の旭川市北彩都子ども活動センター条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説明)

使用料の額を改定するために、旭川市北彩都子ども活動センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表の小学校の表中

「

旭川市立正和小学校	旭川市大雪通8丁目
-----------	-----------

」を削る。

附 則

この条例は、令和10年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市立正和小学校を廃止するために、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例

旭川市学校給食共同調理所条例（昭和43年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中「

円 380	円 510	円 380
470	630	470
240	320	240

」を

「

円 570	円 760	円 570
700	940	700
360	480	360

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市学校給食共同調理所条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用

料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定するために、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市公民館条例の一部を改正する条例

旭川市公民館条例（昭和34年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表2の表を次のように改める。

公民館の名称	種 別	午 前	午 後	夜 間
		9時～12時	13時～17時	18時～22時
旭川市中央公民館、旭川市永山公民館、旭川市東旭川公民館、旭川市神楽公民館、旭川市江丹別公民館、旭川市東鷹栖公民館（分館に限る。）、旭川市神居公民館、旭川市西神楽公民館、旭川市北星公民館、旭川市新旭川公民館、旭川市春光台公民館、旭川市愛宕公民館及び旭川市東光公民館	小 会 議 室	円 300	円 400	円 400
	中 会 議 室	540	720	720
	大会議室A	1,110	1,480	1,480
	大会議室B	2,190	2,920	2,920
	大会議室C	2,250	3,000	3,000
旭川市末広公民館及び旭川市東鷹栖公民館（分館を除く。）	小 会 議 室	290	390	390
	中 会 議 室	530	700	700
	大会議室A	1,090	1,450	1,450
	大会議室C	2,200	2,940	2,940

別表2備考第4項中「とする」を「400㎡未満とする」に改め、同表備考中第7項を第8

項とし、第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 大会議室Cとは、室面積が400㎡以上とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市公民館条例別表2の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定する等のために、旭川市公民館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市科学館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市科学館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市科学館条例の一部を改正する条例

旭川市科学館条例（昭和38年旭川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中	円 280	を	円 400	に改める。
	190		280	
	220		320	
	150		220	
	350		500	
	350		500	
	660		990	
	630		890	
	410		610	
	290		430	
	330		490	
	230		340	
	520		770	
	520		770	
	1,040		1,540	

930	1,390
930	1,390
210	310
150	220
170	250
120	180
280	400
270	400
320	480
230	340
260	390
180	270
410	610
410	610

別表第2中

6,110円	6,110円	12,220円
4,860円	4,860円	9,720円

を

「

9,160円	9,160円	18,320円
7,290円	7,290円	14,580円

に改める。」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市科学館条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の観覧に係る観覧料について適用し、適用日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例別表第2の規定は、適用日以後に申請された使用に係る使用料について適用

し、適用日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市科学館条例別表第1に規定する1年の観覧料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた観覧料（1年の観覧料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の観覧に係る観覧料については、常設展示室又はプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間（共通アの場合にあつては常設展示室若しくはプラネタリウム又は旭川市博物館を観覧した日のいずれか早い日から、共通イの場合にあつては常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日又は旭川市旭山動物園に入園した日のいずれか早い日から起算して1年間）は、第2項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

観覧料及び使用料の額を改定するために、旭川市科学館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市民文化会館条例の一部を改正する条例

旭川市民文化会館条例（昭和50年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「

円 22,050	円 27,680	円 34,830	円 81,960
27,500	33,440	40,330	99,720
7,720	9,010	9,010	25,740
2,210	2,580	2,580	7,370
220	260	260	740
830	970	970	2,770
420	490	490	1,400
470	550	550	1,570
420	490	490	1,400
430	510	510	1,450
250	300	300	850
870	1,020	1,020	2,910
520	610	610	1,740
240	290	290	820

240	280	280	800
350	410	410	1,170
280	330	330	940
120	140	140	400
510	590	590	1,690

13,790

平日	9,450	15,750	18,170	43,370
土曜日				
日曜日	14,170	18,170	18,170	50,510
休日				
	910	1,060	1,060	3,030
	250	300	300	850
	380	450	450	1,280
	490	570	570	1,630

」を

「

円 33,070	円 41,520	円 52,240	円 122,940
41,250	50,160	54,200	145,610
10,380	12,110	12,110	34,600
2,430	2,830	2,830	8,090
240	280	280	800
920	1,070	1,070	3,060
460	540	540	1,540
510	600	600	1,710
460	540	540	1,540

480	560	560	1,600	
280	330	330	940	
960	1,120	1,120	3,200	
700	820	820	2,340	
330	390	390	1,110	
320	380	380	1,080	
480	560	560	1,600	
380	440	440	1,260	
160	190	190	540	
690	800	800	2,290	
			17,990	
	13,540	15,800	15,800	45,140
	790	920	920	2,630
	220	260	260	740
	330	390	390	1,110
	420	500	500	1,420

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市民文化会館条例別表の規定は、令和8年10月1日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、同日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定するために、旭川市民文化会館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市井上靖記念館条例の一部を改正する条例

旭川市井上靖記念館条例（平成5年旭川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	円 150	を	「	円 220	に改める。
	350	520				
	300	440				
	700	1,040				
	300	450				
	600	900				
	600	900				
	1,200	1,800				
	120	170				
	240	360				
	」	」				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市井上靖記念館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の観覧に係る観覧料について適用し、適用日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の旭川市井上靖記念館条例別表に規定する1年の観覧料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に前項の規定によりなお従前の例によることとされた観覧料（1年の観覧料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の観覧に係る観覧料については、井上靖記念館を観覧した日から起算して1年間は、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日前に旭川市彫刻美術館条例（平成6年旭川市条例第15号）別表に規定する共通の観覧料を徴収した場合における適用日以後（1年の共通の観覧料を徴収した場合にあっては、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館を観覧した日から起算して1年間に限る。）の観覧（当該観覧料を徴収したことにより観覧する場合に限る。）に係る観覧料については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

観覧料の額を改定するために、旭川市井上靖記念館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正する条例

旭川市大雪クリスタルホール条例（平成5年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

230円
160
160
160
460
410
350
240
240
240
700
630
180
130
120

「

290円
200
210
210
580
520
440
310
310
310
880
790
230
160
160

130
280
200
190
210

160
350
250
250
250

」を」に改める。

別表第2中「

18,180円	24,240円	21,210円	63,630円
1,600	2,130	1,860	5,590
1,180	1,580	1,380	4,140
740	980	860	2,580
740	980	860	2,580
300	400	350	1,050
300	400	350	1,050
8,700	11,600	10,150	30,450
5,680	7,570	6,620	19,870
920	1,230	1,070	3,220
1,040	1,380	1,210	3,630
1,530	2,040	1,780	5,350
480	640	560	1,680
1回につき		6,610円	

」を

--	--	--	--

19,390円	25,860円	22,620円	67,870円
2,260	3,010	2,630	7,900
1,260	1,680	1,470	4,410
780	1,050	920	2,750
780	1,050	920	2,750
320	430	370	1,120
320	430	370	1,120
9,280	12,380	10,830	32,490
6,060	8,080	7,070	21,210
1,300	1,740	1,520	4,560
1,460	1,950	1,710	5,120
2,160	2,880	2,520	7,560
680	900	790	2,370
1回につき		6,900円	

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の旭川市大雪クリスタルホール条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の観覧に係る観覧料について適用し、適用日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。

- 3 改正後の条例別表第2の規定は、適用日以後に申請された使用に係る使用料について適用し、適用日前に申請された使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前にこの条例による改正前の旭川市大雪クリスタルホール条例別表第1に規定する1年の観覧料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた観覧料（1年の観覧料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の観覧に係る観覧料については、旭川市博物館を観覧した日から起算して1年間（共通ウの場合にあっては、旭川市博物館又は旭川市科学館の常設展示室若しくはプラネタリウムを観覧した日のいずれか早い日から起算して1年間）は、第2項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

観覧料及び使用料の額を改定するために、旭川市大雪クリスタルホール条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

旭川市彫刻美術館条例の一部を改正する条例

旭川市彫刻美術館条例（平成6年旭川市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表中	300 円	を	440 円	に改める。
	350		520	
	600		880	
	700		1,040	
	450		670	
	600		900	
	900		1,340	
	1,200		1,800	
	240		350	
	360		530	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市彫刻美術館条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、令和8年10月1日（以下「適用日」という。）以後の観覧に係る観覧料について適用し、適用日前の観覧に係る観覧料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前にこの条例による改正前の旭川市彫刻美術館条例別表に規定する1年の観覧料を徴収した場合又は施行日から適用日の前日までの間に前項の規定によりなお従前の例によることとされた観覧料（1年の観覧料に限る。）を徴収した場合における適用日以後の観覧に係る観覧料については、中原悌二郎記念旭川市彫刻美術館を観覧した日から起算して1年間は、前項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 適用日前に旭川市井上靖記念館条例（平成5年旭川市条例第6号）別表に規定する共通の観覧料を徴収した場合における適用日以後（1年の共通の観覧料を徴収した場合にあっては、井上靖記念館を観覧した日から起算して1年間に限る。）の観覧（当該観覧料を徴収したことにより観覧する場合に限る。）に係る観覧料については、第2項及び改正後の条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

観覧料の額を改定するために、旭川市彫刻美術館条例の一部を改正しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|-------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | 路面清掃車 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 45,100,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北4条西6丁目
北海道市町村備荒資金組合 |

(説 明)

路面清掃に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の車両を買収する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 車両の種類及び数量 | 災害対応特殊救急自動車 1台 |
| 2 買 収 価 格 | 28,800,200円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市4条通2丁目左1号
旭川トヨタ自動車株式会社旭川店 |

(説 明)

大規模災害時の救急医療等に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量 | 避難所用間仕切りテント 1, 100組 |
| 2 買 収 価 格 | 71, 995, 000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市住吉6条1丁目11番17号
イハラ消防設備株式会社 |

(説 明)

避難所における避難者の生活環境の整備に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量 | 基幹業務システム用端末 44台 |
| 2 買 収 価 格 | 22,630,080円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市緑が丘東1条4丁目2番14号
株式会社コンピューター・ビジネス |

(説 明)

住民基本台帳等に係る事務の執行に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|-------------------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量 | 焼却施設用部品 1式 |
| 2 買 収 価 格 | 28,600,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北7条西15丁目28番11号
荏原環境プラント株式会社北海道支店 |

(説 明)

焼却施設の維持管理に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量 | 万能材料試験機 1式 |
| 2 買 収 価 格 | 38,720,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 札幌市東区伏古8条3丁目5番7号
株式会社札幌谷藤 |

(説 明)

金属材料等の強度測定に充てるために、買収しようとするものである。

財産の取得について

次の物品を買収する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 物品の種類及び数量 | 緊急通報システム通報機器 180組 |
| 2 買 収 価 格 | 25,685,000円 |
| 3 契 約 の 相 手 方 | 旭川市春光5条9丁目10番6号
緊急通報システム事業協同組合 |

(説 明)

一人暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するために、買収しようとするものである。

財産の処分について

次の物品を売却する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| 1 物品の種類及び予定数量 | G I G Aスクール端末等 23, 575台 |
| 2 売却予定価格 | 103, 859, 662円
(1台当たり 4, 405. 5円) |
| 3 契約の相手方 | 愛知県大府市柊山町3丁目33番地
リネットジャパンリサイクル株式会社 |

(説明)

不用となった物品を売却しようとするものである。

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 忠和6条道路線改良工事 |
| 2 契 約 金 額 | 424,380,000円 |
| 3 契約の相手方 | 生駒・花本共同企業体
株式会社生駒組
花本建設株式会社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 工 事 名 | 忠和6条道路線改良その2工事 |
| 2 契 約 金 額 | 281,600,000円 |
| 3 契約の相手方 | 石田・騎西共同企業体
株式会社石田兼松八興建設
株式会社騎西組 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札（条件付き） |

契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

- | | |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| 1 工 事 名 | 永山東光線橋梁新設下部（橋脚工）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 359,150,000円 |
| 3 契約の相手方 | 橋本川島・東海共同企業体
株式会社橋本川島コーポレーション
東 海 産 業 株 式 会 社 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今 津 寛 介

整 理 番 号				路 線 名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
8 E	3	4	4 7	西丘4号線	神居町西丘54番地の2地先 神居町西丘29番地先

令和7年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令第146条第2項の規定により令和7年度分繰越明許費繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	航空路線確保対策費	14,700,000	14,700,000		7,350,000			7,350,000
		地域公共交通対策費	3,254,000	3,254,000		1,627,000			1,627,000
		J R 路線維持対策費	409,000	409,000		204,000			205,000
		女性活躍・ワークライフバランス推進費	417,000	417,000		207,000			210,000
		キャリアの保健室事業費	5,750,000	5,750,000		2,875,000			2,875,000
	3 戸籍住民基本台帳費	市民課DX推進費	16,830,000	16,830,000		13,464,000			3,366,000
		次世代窓口構築運営費	169,730,000	168,074,400		98,352,100	60,000,000		9,722,300
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応支援給付金支給費	2,454,851,000	2,375,895,573		2,257,100,794			118,794,779
		老人福祉施設等整備推進補助金	107,860,000	107,860,000		77,060,000	30,800,000		
		介護サービス等事業者物価高騰対策支援金	13,815,000	13,815,000		8,979,750			4,835,250
	2 児童福祉費	保育所等給食原材料費支援費	34,750,000	34,750,000		22,587,500			12,162,500
		物価高対応子育て応援手当支給費	887,678,000	75,498,927		75,498,927			
		子育て世帯生活応援給付金支給費	459,624,000	33,065,730		21,492,725			11,573,005
		児童送迎用幼稚園バス等支援費	6,000,000	6,000,000		3,900,000			2,100,000
		地域型保育事業物価高騰対策支援事業費	3,456,000	3,456,000		2,246,400			1,209,600

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
3 民生費	2 児童福祉費	放課後児童クラブ運営費	2,376,000	1,881,000	1,881,000				
		児童センター補修費	15,026,000	15,026,000			13,300,000		1,726,000
4 衛生費	3 上水道費	水道事業会計出資金	54,288,000	54,288,000			54,200,000		88,000
5 労働費	1 労働費	若者地元定着促進費	2,305,000	2,305,000		1,152,000		100,000	1,053,000
		はたらく環境づくり支援費	500,000	500,000		250,000			250,000
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援費	135,116,000	93,463,000		93,463,000			
7 商工費	1 商工費	戦略的国内外市場開拓推進費	9,800,000	9,800,000		4,900,000		1,300,000	3,600,000
		北の恵み食べマルシェ開催負担金	8,000,000	8,000,000		4,000,000			4,000,000
		デザイン政策推進費	20,000,000	20,000,000		10,000,000			10,000,000
		創造拠点運営事業費	7,400,000	7,400,000		3,700,000		3,700,000	
		デザイン推進事業費	11,000,000	11,000,000		5,500,000			5,500,000
		地域材ブランド共創推進事業費	9,000,000	9,000,000		4,500,000		4,500,000	
		技能のまちづくり推進費	300,000	300,000		150,000		150,000	
		旭川工芸技術等継承事業費	990,000	990,000		495,000		495,000	
		観光受入体制充実費	8,712,000	8,712,000			7,800,000		912,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	地籍調査費	26,852,000	26,852,000		20,139,000			6,713,000
		道路橋りょう整備費	1,346,670,000	1,346,670,000		773,570,000	573,100,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
8 土木費	5 都市計画費	都市計画道路整備費	339,000,000	339,000,000		192,000,000	147,000,000		
		都市計画公園整備費	55,700,000	51,439,000		21,770,000	25,700,000		3,969,000
9 消防費	1 消防費	水道消火栓管理費	9,380,000	9,380,000			7,000,000		2,380,000
		防災施設等整備費	90,187,000	90,187,000		45,090,000			45,097,000
		浸水ハザードマップ整備費	9,790,000	9,790,000		4,890,000			4,900,000
10 教育費	2 小学校費	給食施設整備費	15,088,000	15,088,000		2,455,000	12,400,000		233,000
		学校施設大規模改修費	241,882,000	241,882,000		56,593,000	184,600,000		689,000
		学校施設冷房設備整備費	227,733,000	227,733,000		68,178,000	157,200,000		2,355,000
		学校施設大規模改造費	139,660,000	139,660,000		44,018,000	95,300,000		342,000
		豊岡小学校増改築費	50,700,000	50,700,000		14,928,000	34,400,000		1,372,000
		永山西小学校増改築費	400,000,000	400,000,000		20,200,000	379,800,000		
	3 中学校費	学校施設大規模改修費	256,648,000	256,648,000		49,546,000	201,700,000		5,402,000
		学校施設冷房設備整備費	768,395,000	768,395,000		205,083,000	561,300,000		2,012,000
		学校施設大規模改造費	67,550,000	67,550,000		19,716,000	47,700,000		134,000
	5 社会教育費	文化芸術活動振興費	20,088,000	20,088,000		8,137,000		1,000,000	10,951,000
		市民芸術マルシェ(仮称)運営費	1,200,000	1,200,000		600,000			600,000
		優佳良織普及促進事業補助金	4,289,000	4,289,000		1,366,000			2,923,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 社会教育費	井上靖記念館管理費	22,376,000	22,376,000		9,950,000			12,426,000
		中原悌二郎賞関係費	509,000	509,000		255,000			254,000
		彫刻美術館事業活動費	5,343,000	5,343,000		2,507,000			2,836,000
		旭川彫刻フェスタ開催負担金	300,000	300,000		150,000			150,000
		野外彫刻管理費	2,239,000	2,239,000		192,000		365,000	1,682,000

令和7年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和7年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	工事負担金	他会計出資金	内部留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	配水管 布設工事	3,601,892,600	2,718,122,990	695,280,000	434,800,000	211,752,000	9,380,000	39,188,000	160,000	188,489,610		
		浄水 施設工事	668,467,548	320,028,667	216,879,365	216,800,000	0	0	0	79,365	131,559,516		国の補正予算に係る補助事業であって補正予算の議決時期の関係によるもの等で、工期が翌年度となったため。
		庁舎 整備工事	75,691,000	3,212,000	72,479,000	57,300,000	0	0	15,100,000	79,000	0		

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳	不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説明
						受託事業収益			
水道事業 1 費用	営業外 2 費用	受託 事業費	17,938,552	13,282,109	1,866,635	1,866,635	2,789,808		契約期間内に 工事が完了し なかったため。

令和7年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告について

地方公営企業法第26条第3項の規定により令和7年度分予算繰越額について、別紙のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

令和7年度旭川市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額を要する資産の購入額	説明
						企業債	国庫補助金	他町負担金	内部留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	下水管 布設工事	2,508,558,000	1,331,877,150	647,600,000	273,800,000	313,800,000	824,000	59,176,000	529,080,850		国の補正予算に係る補助事業であって補正予算の議決時期の関係によるもの等で、工期が翌年度となったため。
		処理場 施設工事	2,745,088,000	1,623,515,180	178,420,000	48,200,000	88,000,000	6,345,000	35,875,000	943,152,820		
		ポンプ場 施設工事	1,405,341,000	424,430,140	701,000,000	310,500,000	350,500,000	39,936,000	64,000	279,910,860		

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月15日提出

旭川市長 今津寛介

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及び場所	過失割合 (%)
78,452円	令和8年5月14日	令和8年1月26日 旭川市永山5条16丁目	市 40 相手方車両の 運転者 60 相手方 0